年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 112 件

国民年金関係 33 件

厚生年金関係 79 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 120 件

国民年金関係 44 件

厚生年金関係 76 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金に加入後、自宅に集金に来た区役所職員に、昭和36年度 と37年度の2年分の国民年金保険料を一緒に納付した記憶がある。申立期 間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 37 年4月以降、平成5年 11 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料は昭和37年度の保険料と一緒に集金人に納付したと説明しており、申立人の所持する国民年金手帳の37年度の月別検認記録欄には、いずれも昭和38年2月20日付けの検認印が押されており、同年度分の保険料をまとめて納付していること、その後の38年度から40年度までの保険料はすべて納期限内に現年度納付していることなどが確認できる上、申立人が申立期間前から現在まで居住している区では、昭和36年6月から集金人による保険料の徴収が開始され、37年4月から38年6月までは、厚生省(当時)通達により、市区町村職員が預り証を交付して過年度保険料を代行収納する徴収方法も認められていたことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 10 月 及び昭和 37 年度の保険料を納付した 38 年 2 月のいずれの時点でも、申立期 間の保険料は過年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 56 年 1 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から56年1月まで

② 昭和56年9月から57年10月まで

③ 昭和58年2月から同年12月まで

④ 昭和60年7月から61年3月まで

私の申立期間の国民年金は、元夫が資格取得手続をしてくれ、私が自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、7か月と短期間であり、申立人は国民年金保険料の納付を開始した昭和 42 年 10 月以降、当該期間の直前までの保険料をすべて納付しており、当該期間の納付書も発行されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の厚生年金保険適用事業所退職後の国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする元夫から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間における複数回にわたる厚生年金保険脱退に伴う資格得喪記録が記載されていないこと、オンライン記録でも当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和55年7月から56年1月までの国民年金保険料については、納付してい たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

私は、昭和40年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。 申立期間後の未納とされていた期間は所持していた領収書により記録訂正 された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続をした 昭和40年4月以降、厚生年金保険に加入する前の58年5月まで、申立期間 を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間内に別の区に転居した際の住所変更手続は適切に行われていることが特殊台帳により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、所持していた領収書により申立期間後の未納期間が納付済みに記録訂正されたと説明しており、オンライン記録により、平成9年に昭和47年4月から同年12月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び49年4月から55年3月までの期間の納付記録が追加されていることが確認でき、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年9月まで

② 昭和57年1月から同年6月まで

私は、国民年金に加入した後、しばらくは区の集金人に国民年金保険料を納付していたが、その後は金融機関で過去の未納分をまとめて納付するなどして、保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び6か月と短期間であり、いずれも前後の期間の国民 年金保険料は納付済みである。

また、申立期間①の前の保険料は、昭和 54 年度及び 55 年度が免除とされているが、申立人は、将来の受給額を考慮して 56 年度については免除申請を継続しなかったと説明していること、附則 4 条納付者リスト及びオンライン記録により、当該免除期間中の昭和 55 年 6 月に、第 3 回特例納付を利用してそれまでの未納期間の保険料 138 月分をすべて納付していることが確認でき、当該特例納付等により、申立期間及び上記免除期間を除く 36 年 4 月から 60歳到達時までの保険料はすべて納付済みとなっていることなど、その当時、申立人の保険料納付意欲はあったものと考えられ、申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年9月まで

私は昭和49年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付書により 納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、60歳到達後も平成14年11月から65歳到達時までの任意加入期間の保険料を納付済みである上、第1号被保険者と第3号被保険者との種別切替手続も適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年3月時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の49年10月までの保険料をさかのぼって納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、住み込みで働いていた商店に来ていた集金人に、国民年金保険料を3か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの期間については、申立 人は、当該期間後60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しているこ と、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された38年10月時点で当該期 間の保険料は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自 然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、上記手帳記号番号の払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年8月まで

私は、昭和57年9月に厚生年金保険適用事業所に就職する際、未納分の 国民年金保険料を区役所の出張所で納付した記憶がある。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、昭和 45 年 4 月以降、60 歳 到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和49年7月から申立期間直前の57年3月までの期間は継続して保険料免除を受けているが、昭和57年度は免除申請を行っておらず、申請免除期間後半の昭和53年2月から57年3月までの保険料を63年2月に追納していることが確認できるなど、申立人の保険料納付意欲はあったものと考えられ、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年1月から 60 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年3月まで

私は、昭和50年3月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金に加入した昭和50年3月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、60歳到達後の63年3月から65歳到達時まで任意加入し付加保険料を含む保険料を納付している。

また、申立期間中の2度の転居に際し、国民年金被保険者台帳により市内での転居について、上記台帳及び申立人の所持する年金手帳により別の市への転居について、いずれも住所変更手続を適切に行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年1月から同年 12 月までの期間及び 50 年4月から 51 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付して いたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から48年3月まで

② 昭和49年1月から同年12月まで

③ 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和44年8月ごろに区役所で国民年金に加入し、53年10月に再 就職するまで、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされて いることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は12か月とそれぞれ短期間である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする区役所は、当時保険料の収納を取り扱っている。また、当該期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区において当該期間中の昭和46年3月まで実施されていた納付方法と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された48年7月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和49年1月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの 期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

私は、勤務先に来ていた区の集金人に勧奨されて国民年金に加入し、当初は区の集金人に印紙により国民年金保険料を納付し、申立期間の途中から納付書により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は6か月と短期間である。また、納付方法が申立期間中に印紙検認方式から納付書方式に切り替わったとの申立人の説明は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年4月から 39 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。 昭和38年に転居した市では、少なくとも1年分の保険料を納付したことを 覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年4月に国民年金に加入してから、60 歳になるまで、 申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12 か月 と短期間である。また、申立人は、38 年に転居した市では少なくとも1年分 の保険料を納付したことを鮮明に覚えており、そのほかには保険料を納付し なかったと思うと説明している。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号 は、36 年4月に夫婦連番で払い出されており、一緒に保険料を納付してきた とする申立人の夫も、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立 内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月

私は、申立期間の国民年金保険料が還付されたとする昭和56年6月には、 夫の赴任に伴って海外に居住しており、保険料の還付を請求しておらず、 保険料を還付されたこともない。申立期間の保険料が還付されていないこ とに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する領収証書により、国外に居住していた申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。また、申立人の還付整理簿には昭和56年6月に還付決定し、同年同月に還付金を支払った旨記載されているものの、記載された申立人の住所は国外に転居する前のものであり、申立人が所持するパスポートにより、申立人は、同年3月に出国し、還付金支払日より後の58年7月まで帰国していないことが確認できることから、申立人は還付金を受け取ることができなかったものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から61年6月まで

② 昭和61年10月から同年12月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻は申立期間の保険料が納付済みであるのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①と②の間及び②の直後の国民年金保険料を納付しており、申立期間②は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法及び過年度保険料の納付方法と合致しており、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人が所持する昭和60年分及び61年分の確定申告書に記載されている保険料支払額は、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫は申立期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年度から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間の前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国 民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年3月まで

私は、昭和 40 年 12 月ごろ、自分で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してきた。加入の際に、さかのぼって納付できるといわれ、近くの金融機関でまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年10月から41年3月までの期間については、申立 人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年12月時点では、国民年金 保険料の過年度納付及び現年度納付が可能な期間であり、国民年金の加入の 契機、保険料の納付方法、納付した回数等納付に関する申立人の記憶は具体 的である上、過年度納付については納付書により、現年度納付については集 金人に印紙により納付したとする方法は、当時の納付方法と合致し、また、 過年度納付及び現年度納付したとする金額は、それぞれ当該期間の保険料額 とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年9月については、上記の手帳記号番号払出時点では時効により保険料を納付することができない期間である。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

私の国民年金は、義父が夫婦二人分の加入手続を市役所支所でしてくれて、その時に国民年金保険料も夫婦二人分をさかのぼって納付してくれたと聞いている。夫の分は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、60 歳到達時まで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は15か月と比較的短期間である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和 54 年 4 月 25 日に連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、義父が一緒に納付していたとする夫の申立期間の保険料は、一括 で過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見ら れない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年10月まで

私の父は、私が退職した時に国民年金の再加入手続をしてくれ、両親が 家族三人分の国民年金保険料を納付していた。両親は、申立期間の保険料 が納付済みなのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できな い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの期間については、申立 人の国民年金手帳の記号番号は35年11月に両親と連番で払い出されている ことが確認でき、当時居住していた町において、国民年金手帳に代わるもの として、保険料の収納の事実を記載していた国民年金保険料納付カードに当 該期間の保険料を納付したとする記録があるなど、申立内容に不自然さは見 られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 39 年4月から同年 10 月までの期間については、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、国民年金保険料納付カードには、当該期間の保険料を収納したとする記録が無いなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私が結婚するまでの国民年金保険料は、国民年金の加入手続をしてくれた母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、加入手続をした場所、さかのぼって納付した契機、さかのぼって納付した期間、納付方法等を記憶しており、その説明は具体的であり、当時の納付方法等とも合致している上、母親は、昭和50年12月に任意加入した後申立期間も含め60歳になるまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間、42年2月及び同年3月、平成5年5月から6年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで

② 昭和42年2月及び同年3月

③ 平成5年4月から平成6年8月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については、区出張所で納付していた。申立期間②については、郵便局で納付した領収証を所持している。申立期間③については、夫が退職してから氏名変更手続を行い、その際に納付していなかった期間について納付する旨を申し出た。その後送付されてきた納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、6か月と短期間で、申立人が住居変更の手続をした昭和40年2月の時点では当該期間の保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間直前の期間の保険料は現年度納付により、直後の期間の保険料も過年度納付によりいずれも納付済みである。また、申立人の保険料の納付方法、納付場所、納付回数等の記憶は具体的である上、当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は、当該期間を含む昭和 41 年4月から 42 年3月までの保険料 1,200 円を過年度納付したことを示す 42 年 12 月 13 日付け領収証を所持しており、当該納付済みの保険料については、平成 21 年8月に、当該領収証により納付済みであること、及び納付すべきとする金額(正しくは 1,500 円)に誤りがあることが判明し、41 年4月から 42 年1月まで

の期間の保険料は未納から納付済みに記録訂正され、当該期間の保険料は未納のままとされた。

上記のとおり、申立人が当該期間を含む年度の保険料を納付書に記載された金額で納付しているにもかかわらず、40年以上にわたってその事実を確認し得なかったことは、不適切な記録管理というべきであり、当該期間の保険料が未納であることについては、申立人の責に帰すべきではなく、当該期間の保険料を納付していたものとするのが相当である。

申立期間③のうち、平成5年5月から6年8月までの期間については、申立人は7年6月に氏名変更の手続を行っていることがオンライン記録により確認でき、その時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、保険料についてまとめて納付すると十数万円という金額だったので分割して毎月保険料を納付する手続を行い、後から送付されてきた納付書により納付したと説明しており、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③のうち平成5年4月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が氏名変更手続を行った平成7年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間、42年2月及び同年3月、平成5年5月から6年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年6月まで

私は、婚姻後に勤務先を退職し、国民年金に加入した。加入後は 60 歳に 至るまでの国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。私の分と一 緒に納付していた夫の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料 が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間の一回のみであり、申立期間前後の期間の国 民年金保険料は納付済みである上、申立人は、厚生年金保険から国民年金へ の切替手続を適切に行っている。

また、申立人と自身の保険料を一緒に納付していたとする夫は、当該期間の保険料が納付済みである上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及び夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで

② 昭和60年1月から62年9月まで

③ 昭和63年7月から同年9月まで

私は、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月 から 59 年 12 月まで、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は 3 か月と短期間である。また、当該期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変化はなく、申立人の生活状況に大きな変化や、当該期間の前後の保険料を納期限に遅れて納付している状況も認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間②と③の間の9か月の保険料及び申立期間③直後の6か月の保険料を過年度納付していることを踏まえると、当該期間の保険料を納期限内に納付していたとも考え難いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月の国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年1月まで

私の父は、昭和 36 年に私の国民年金の加入手続を行い、私が 38 年 2 月 に会社に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年7月については、当該期間直前の国民年金保険料が納付されている上、同年7月に国民年金被保険者資格の種別を強制から任意に変更されていることが確認できることから、同年7月の保険料が納付されなかったとするのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年8月から 38 年1月までの期間については、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、オンライン記録では、当該期間当初の 36 年8月に国民年金の任意加入資格を喪失していることが確認できる。また、同居していたとする申立人の妹は、当該期間のうち 20 歳となった 37 年*月から 38 年1月まで国民年金に加入していないなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月

私の妻は、昭和38年9月ごろに自宅に訪問してきた区の集金人に勧められ、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和37年9月から39年12月までの国民年金保険料を納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人が保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区の集金人は保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立期間直前の38年4月から39年12月まで夫婦は同一日に保険料を納付しており、申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 9 月から 53 年 1 月に厚生年金保険に加入するまで、 申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 4 か月と 短期間である。また、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や夫の就業状 況に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立 内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで

私は、国民年金保険料を納め忘れがないように納付してきた。申立期間 の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年4月から 37 年3月までの期間及び同年6月から 39 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和37年6月から39年3月まで

③ 昭和40年4月から45年3月まで

私は、昭和 35 年 11 月ごろ、自宅を訪れた区役所職員から国民年金への加入を勧奨されて加入し、36 年 4 月から国民年金保険料を区の集金人に納付した。39 年ごろ転居した際に国民年金手帳を紛失したため、区役所で再発行をしてもらったことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、当該期間の間の国民年金保険料を納付しており、1 つ目の国民年金手帳の記号番号が当該期間の当初の昭和36 年4月に払い出されている。また、区の集金人に印紙検認により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の夫は、昭和41年11月に2つ目の国民年金手帳の記号番号を払い出され、当該期間の一部の保険料を過年度納付しているが、当該納付時点においては、申立人は、夫と一緒に保険料を納付したかどうか分からないと説明しているほか、申立人の2つ目の手帳記号番号が払い出された当該期間中の45年1月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間

であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年6月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 44 年 4 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年3月まで

私は、40歳のころ、60歳になった時に少なくとも納付済み月数が300か月になるように、それまで納付していなかった国民年金保険料を顧問税理士に依頼して特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 44 年 4 月までの期間については、申立人は、47 年 4 月から 60 歳になるまで、国民年金保険料をすべて納付しており、特例納付したとする保険料の金額は、申立人の妻及び申立人の第 2 回特例納付で納付済みとされている保険料に加えて、当該期間の保険料を第 2 回特例納付で納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月から 47 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が特例納付を依頼したとする顧問税理士から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人が納付したとする金額は、上述の特例納付した場合の保険料額に加えて、当該期間の保険料も特例納付した場合の保険料額とは大きく相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 43 年 2 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和41年1月から同年3月まで

私の義姉は、国民年金制度発足当初から、兄、弟及び私を含む家族4人 分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。結婚後は、妻が私の 保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の義姉は、家族4人分の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人が当時から居住している区では、当該期間は集金人による保険料の収納を行っていなかったこと、申立人の兄は、当該期間の保険料が未納であり、社会保険事務所(当時)が保有する被保険者台帳から、義姉及び弟も当初は当該期間が未納で、その後さかのぼって納付していることが確認できることなど、申立人の義姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年9月まで

私は、会社を退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年5月の時点で、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であり、当時、申立人が居住していた区では、未納保険料の納付勧奨が行われていたこと、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶があると述べていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年9月まで

② 昭和45年4月から46年9月まで

私の妻は、昭和43年5月ごろに区役所で夫婦の国民年金の加入手続をし、 二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納 とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で払い出されており、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、当該期間は妻も未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで

② 昭和38年7月から39年3月まで

③ 昭和39年7月

私は、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は9か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録及び領収証書から、申立人は、当該期間直後の昭和39年4月から同年6月までの保険料を同年6月に現年度納付し、当該期間前の37年4月から38年3月までの保険料を39年9月に過年度納付していることが確認でき、それぞれの納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、保険料をさかのぼって納付した時期及び保険料額等に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年4月の時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄に検認印が無く、当該期間の保険料は現年度納付されていないこと、申立人は、後に当該期間に係る過年度納付書を作成してもらったことに関する記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から51年3月まで

私は 35 歳になった昭和 47 年*月から、自宅に届いた納付書で国民年金 保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年10月から51年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫は当該期間の保険料を過年度納付しているなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年10月から49年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間は夫も未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらいない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年9月時点で、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持した記憶はないとしているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

東京国民年金 事案 6927

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年1月から同年3月までの期間及び 52 年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料、58 年1月から同年3月までの期間及び 61 年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

③ 昭和58年1月から同年3月まで

④ 昭和61年1月から同年3月まで

私は、昭和50年に国民年金に任意加入し、付加保険料を含め国民年金保 険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間の数か月後に申立人が居住した市の被保険者名簿により、申立人は昭和50年12月に付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できるほか、申立人が所持する同年12月8日付けの保険料領収証書により、申立人は当該期間を含む同年12月から51年3月までの期間の付加保険料を納付していることが確認できる。この納付済み付加保険料については、社会保険庁(当時)において、50年12月分の定額保険料の納付事実は申立人が所持する51年4月8日付け領収証書により確認できるが、当該期間の定額保険料の納付事実は確認できないとして、平成21年6月に当該期間の付加保険料の還付決議が行われている。国民年金法の規定により、付加保険料は、定額保険料が納付された月についてのみ納付することができるとされており、付加保険料の納付期間に対応する期間の定額保険料は、当該期間直前の定額保険料の納付と同様、納付されているものと考えるのが自

然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、当該期間直前の昭和51年4月から同年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、当該期間についても、付加保険料を含む国民年金保険料の納付書を受け取っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、申立人が所持する昭和 59 年 12 月 20 日付け納入済通知書により、申立人は、当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることが確認できる。付加保険料を納期限までに納付しなかった場合は、付加保険料の納付中止の申出をしたものとみなされることになっており、上記納付日に納付された付加保険料は、納期限を経過して納付されているが、当該付加保険料が還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、納期限経過後に納付されたことを理由として当該期間の付加保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

申立期間④については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、当該期間直前の昭和58年4月から60年12月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、当該期間についても、付加保険料を含む国民年金保険料の納付書を受け取っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月21日から48年3月9日まで 昨秋、社会保険事務所(当時)へ行ったところ、申立期間について脱退手 当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の 支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年4か月後の昭和50年7月8日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の事業所別被保険者名簿の申立人の前後の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和48年3月の前後2年以内に資格喪失し、オンライン記録において脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め5名であるところ、申立人以外の4名の上記被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の上記被保険者名簿にはその表示が無い上、「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月27日から33年6月19日まで

② 昭和33年9月5日から39年12月29日まで

平成20年3月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、 申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を 取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年後の昭和44年12月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が4回の被保険者期間のうち申立期間のみを請求し、支給日により近い2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月18日から35年10月10日まで 平成20年6月ごろ、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したとこ ろ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を 取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和37年7月10日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者 名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなさ れておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたもの と考えられるが、申立人は、昭和35年10月に婚姻し、改姓していることから、 申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、 既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱 退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月8日から同年12月6日まで

② 昭和38年1月17日から44年4月26日まで

平成20年ごろに、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、 申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、 脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当 金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和46年7月29日に支給決定されたこととなっており、 事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和44年5月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月及び同年10月は1万8,000円、同年11月は1万6,000円、同年12月から36年3月までは1万8,000円、同年4月から同年7月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和35年6月10日の入社から53年12月22日の退社まで継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された「職員台帳」及び申立人の「十年 勤続表彰状」の記録から、申立人は、申立期間を含め、昭和35年6月10日か ら53年12月22日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社では、厚生年金保険料の控除方法については当月控除としているところ、申立人から提出された昭和35年9月分から同年12月分までの「給料支給票」において、各月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和36年1月分から同年7月分までの「給料支給票」を

保管していないものの、上記「職員台帳」により、申立人の申立期間における 給与について「本俸」、「準俸」等の金額が確認できるほか、B社は、同社が提 出した「厚生年金保険料控除についての証明書」において、申立人に係る賃金 台帳については保存期限が過ぎているため記録が残っていないが、当時在職中 の社員については報酬から厚生年金保険料を控除している旨の回答をしてい る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和35年9月から同年12月までの標準報酬月額については、給料支給票の記録から35年9月及び同年10月は1万8,000円、同年11月は1万6,000円、同年12月は1万8,000円とし、36年1月から同年3月までの標準報酬月額については、給料支給票の厚生年金保険料の控除額及び職員台帳から1万8,000円とし、同年4月から同年7月までの標準報酬月額については、職員台帳及び同年8月のオンライン記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、厚生年金保険の届出関係の資料が保存期限を経過しているため残されておらず、厚生年金保険料の納付は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を平成16年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月21日から同年2月1日まで ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間 の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社への転籍はあっ たが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保有する申立人のA社に係る賃金台帳及び人事情報記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保有する賃金台帳の厚生 年金保険料の控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録におけるA社の資格喪失日と雇用保険の退職日の記録から、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が日付を誤って記録することは考え難いことから、事業主が平成16年1月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を環付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年9月から5年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年2月28日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、厚生年金保険関係事務には関与していないので同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年2月28日の後の同年7月5日に、さかのぼって8万6,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の元従業員によると、申立人は社会保険事務手続には関与していなかったと回答している。

また、A社の代表取締役は、「滞納保険料の支払のため、自分自身の標準報酬月額を減額訂正するだけでは不足したため、申立人の標準報酬月額についても減額訂正することをお願いした。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

1 事業主は、申立人が主張する昭和25年9月28日にA社(現在は、B社) C支店において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険 事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金 保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月1日から同年11月1日までに 係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら れることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を昭和37年9 月1日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を3万6,000円と することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月16日から同年11月1日まで に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め られることから、申立人のE社における資格取得日に係る記録を昭和54年 7月16日に訂正し、同年7月から同年10月までの標準報酬月額を32万円 とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月28日から同年9月28日まで

② 昭和37年9月1日から同年11月1日まで

③ 昭和53年4月

④ 昭和54年7月16日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社C支店に勤務した期間のうちの申立期間①、D社に勤務した期間のうちの申立期間②、F社に勤務した期間の

うちの申立期間③及びE社に勤務した期間のうちの申立期間④の加入記録が無い。しかし、いずれの申立期間も、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する社員名簿及び同社の回答から、申立 人が申立期間①においてA社C支店に継続して勤務していたことが認めら れる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日欄には「上に同じを意味する記号(〃)」が振られており、申立人を含む健康保険の番号が52から61までの被保険者のうち資格喪失日が訂正された1人を除く9人についても同様の記載が確認できるところ、健康保険の番号が*の被保険者に係る資格喪失日欄には、表記されている年月日の年と日は読み取れるものの、月については「8」または「9」のいずれかを判読することが困難な表記となっている。

さらに、上記の被保険者の中には、オンライン記録において、申立人と同日の昭和25年8月28日を資格喪失日と記録されている者はいない上、A社C支店が移転にともない適用事業所でなくなった日である同年9月28日を資格喪失日と記録されている者が確認できる。

これらのことから、A社C支店の事業主が昭和25年8月28日に申立人が 資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、昭和25年9月28日に申立人がA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、D社が提出した社会保険台帳における健康保険取得年月日は、昭和37年9月1日と記録されているところ、同社は当時においても健康保険と厚生年金保険は同時に加入させていたはずであるとしていることから、申立人は、申立期間②において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和 37 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年 9 月及び 10 月の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間④について、E社の代表清算人である代表取締役、清算人である 取締役及び複数の従業員の供述から、申立人が申立期間④に同社に勤務して いたことが推認でき、上記の代表取締役及び取締役が「申立期間の保険料を 控除していた。」と供述していること、及び複数の従業員が「厚生年金保険 は入社と同時に、全員加入した。」と供述していることから、申立人は、厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のE社における昭和54年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年7月から同年10月までの標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間③について、申立人が主張する退職日と、オンライン記録の資格 喪失日は一致している。

一方、厚生年金保険法第 19 条では「被保険者期間を計算する場合には、 月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月 の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、 資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされている ところ、オンライン記録では、申立人のF社における資格喪失日は、昭和 53 年 4 月 21 日と記録されており、申立人の主張する 53 年 4 月は、厚生年金 保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めるこ とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から同年10月10日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社への異動はあったが、現在に至るまで同社に継続して勤務しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が提出した在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和43年10月10日に同社から関連会社B社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年7月のA社における 社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格喪失について、昭和43年10月10日と届け出るべきところを誤って同年8月1日と届け出たことを認めていることから、事業主が資格喪失日を同年8月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期

間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月29日から同年2月4日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を もらった。同社の事業主がB社を設立し、昭和 38 年 2 月からB社において 厚生年金保険に加入となっているが、業務内容や勤務先の変更も無く、継続 して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及びA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 38 年 2 月 4 日にA社から関連会社である B社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人と同じ業務に従事し、申立人と同様に異動した従業員が保管していた昭和38年1月及び同年2月の給料明細書から、厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年2月1日から18年3月1日までの期間について、 その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録 を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月30日から19年6月1日まで

② 平成16年8月11日

③ 平成17年8月31日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A 社に勤務していた期間のうちの申立期間①について、標準報酬月額が実際に 支払われていた報酬額と異なっており、申立期間②及び③については、支給 された賞与額に基づく標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。保管し ていた当時の給料明細書等を提出するので、標準報酬月額及び標準賞与額を 正しく記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年2月から18年2月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給料明細書により、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する額の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、当該期間のうち、16年4月から同年9月までの期間及び同年11月から17年6月までの期間については、申立人及び事業主は、当該期間における保険料控除額を確認できる資料を保有

していないものの、当該期間前後における保険料控除の実態が上記のとおり認められることから、当該期間においても同様であったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成16年2月から18年2月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の報酬より低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たと認めていることから、事業主は、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、平成12年11月から13年5月までの期間及び同年7月から16年1月までの期間については、申立人は、当該期間の給料明細書を保有しておらず、A社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は既に破棄しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないと回答していることから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①のうち、平成13年6月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、当該期間は、特例法の規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あっせんは行わない。

申立期間①のうち、平成 18 年 3 月から同年 8 月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録とおおむね一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除し

ていたものと考えられることから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①のうち、平成18年9月から19年5月までの期間については、オンライン記録によると、申立人に係る当該期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、A社は、21年7月に当該期間の標準報酬月額を41万円とする被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を提出している。その際、保険料の納付の時効により、当該期間については、厚生年金保険法第75条の規定に基づき、記録訂正は行われたが、保険給付には反映されていない。

そして、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人から提出のあった給料明細書から、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、あっせんは行わない。

申立期間②及び③については、申立人から提出のあった賞与明細書から、当該期間について賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このため、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格取得日に係る記録を昭和29年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月27日から同年3月4日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和29年2月27日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格取得日に係る記録を昭和22年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月27日から同年6月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和22年5月27日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月21日から同年9月6日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社C支社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、A社における定例の異動日が各月21日であると供述しており、同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同僚の被保険者資格の取得日及び喪失日が各月の21日となっていることから、申立人についても、同社B工場における資格取得日を昭和40年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 40 年9月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無

いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から同年9月2日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和39年8月26日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 7058~7060 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 :

生年月日:

住 所:

別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月10日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる賃金台帳を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、<標準賞与額>(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7058	男		昭和26年生		平成17年8月10日	16万 円
7059	女		昭和24年生		平成17年8月10日	40万 5,000円
7060	女		昭和17年生		平成17年8月10日	31万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月26日から同年9月26日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和39年8月26日に同社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月4日から同年4月3日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和44年4月3日に同社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から同年8月3日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和37年7月26日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月30日から同年6月4日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年5月30日に同社人事部から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業部における被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月26日から同年11月4日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したとこ ろ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもら った。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されてい たので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和47年10月26日に同社D支店から同社C営業部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年11月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

事業主は、申立人が主張する昭和25年6月7日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月7日から同年6月7日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、駐留 軍のA施設に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をも

らった。B 労務管理事務所には当該期間の加入記録があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C局が保管しているB労務管理事務所に係る従業員名簿により、申立人は、昭和24年3月24日から25年6月6日まで勤務したことが確認でき、また、同労務管理事務所に係る被保険者名簿において、申立人の被保険者の資格喪失日は、25年4月7日から同年6月7日に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所の上記労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日について昭和25年4月7日及び同年6月7日の二つの記録がある。

さらに、C局が保管しているB労務管理事務所に係る被保険者名簿に加入記録がある従業員14人の資格喪失日の記録と社会保険事務所の同労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和25年6月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のB労務管理事

務所における申立人の昭和 25 年 3 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和23年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月2日から同年5月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和23年4月2日から継続して勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和23年5月2日と記録されている。

一方、A社から提出のあった人事記録における入社日、申立人が所持する同社辞令書の発令日及び厚生年金保険被保険者証の資格取得日は、いずれも昭和23年4月2日となっていることが確認でき、当該被保険者証には訂正された形跡がない。

また、A社は、申立人は正社員であり、正社員については、入社月に厚生年金保険に加入させるとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和23年4月2日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社B支店に おける昭和23年5月の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和25年7月1日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社C支店における申立人の昭和25年5月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和25年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社 (現在は、B社) における申立人の被保険者記録のうち、同社C営業所の資格取得日を昭和39年7月15日に、資格喪失日を43年8月15日とし、申立期間の標準報酬月額を昭和39年7月から同年12月までは2万2,000円、40年1月は2万円、同年2月から同年4月までは2万2,000円、同年5月から同年7月までは2万4,000円、同年8月は3万円、同年9月は2万6,000円、同年10月は2万8,000円、同年11月は2万4,000円、同年12月から41年3月までは2万6,000円、同年4月は3万円、同年5月は2万6,000円、同年6月は3万円、同年7月は2万8,000円、同年8月及び同年9月は3万円、同年10月から同年12月までは2万8,000円、42年1月及び同年2月は3万円、同年3月は2万8,000円、同年4月から同年6月までは3万円、同年7月から43年7月までは3万円、同年4月から同年6月までは3万円、同年7月から43年7月までは3万円、同年4月から同年6月までは3万円、同年7月から43年7月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月15日から43年8月15日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務し、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の加入記録並びにD健康保険組合の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年7月15日にA社本社から同社 C営業所に異動、43年8月15日に同社C営業所から同社本社に異動)、申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認 められる。 また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和39年7月から同年12月までは2万2,000円、40年1月は2万円、同年2月から同年4月までは2万2,000円、同年5月から同年7月までは2万4,000円、同年8月は3万円、同年9月は2万6,000円、同年10月は2万8,000円、同年11月は2万4,000円、同年12月から41年3月までは2万6,000円、同年4月は3万円、同年5月は2万6,000円、同年6月は3万円、同年7月は2万8,000円、同年8月及び同年9月は3万円、同年10月から同年12月までは2万8,000円、42年1月及び同年2月は3万円、同年3月は2万8,000円、同年4月から同年6月までは3万円、同年7月から43年7月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から43年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の総務担当者の供述から判断すると、申立人は、昭和36年6月1日に 同社本社に異動するまで同社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が無く不明としている。しかし、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月13日から40年3月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間には、関連会社のC社を立ち上げるための業務を行っていたが、A 社に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からC社に異動した複数の従業員及びB社の総務部長の供述から判断すると、申立人は、昭和40年3月24日にC社に異動するまでA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 39 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立期間当時の資料を保存していないが、申立人の申立期間に係る保険料を納付したはずであるとしている。しかし、この理由からは事業主の保険料納付を確認することはできず、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)本社における資格取得日に係る記録を昭和28年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年5月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間に同社C支店から同社本社への異動はあったが、継続して勤務して いたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された退職者索引簿及び同僚の供述等から判断すると、申立人は、昭和28年10月1日にA社C支店を異動した後、同社本社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同期入社で同年齢の社員の申立期間における社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在のB社人事担当者は、当時の資料が無く不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間>(別添一覧表参照)

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、既に記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「全社員賞与集計表」及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、<申立期間>(別添一覧表参照)に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間に係る標準賞与額については、「全社員賞与集計表」の厚生年金保 険料控除額から、<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主が、事務手続を誤ったとして、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴 収する権利が時効により消滅した後の平成21年5月14日に社会保険事務所 (当時)に届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7078	女		昭和27年生		平成17年12月9日	20万 円
					平成18年3月24日	17万 5,000円
					平成18年12月11日	20万 円
					平成19年4月10日	15万 円
7079	女		昭和43年生		平成18年3月24日	29万 5,000円
					平成18年12月11日	43万 円
				平成19年4月10日	15万 円	
7080	女	昭和50年	昭和50年生		平成17年12月9日	20万 円
					平成18年3月24日	18万 円
					平成18年12月11日	20万 円
					平成19年4月10日	15万 円
7081	女	昭和	昭和45年生		平成17年12月9日	37万 円
					平成18年3月24日	27万 円
					平成18年12月11日	37万 円
					平成19年4月10日	15万 円
7082	男	昭和44			平成17年12月9日	65万 円
			四和4年出		平成18年3月24日	40万 円
			昭和44年生		平成18年12月11日	80万 円
					平成19年4月10日	15万 円
7083	女		昭和40年生		平成17年12月9日	26万 円
					平成18年3月24日	26万 円
					平成18年12月11日	36万 円
					平成19年4月10日	15万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月31日から同年11月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与明細書では厚生年金保険料は控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に平成3年4月8日から同年 10月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人の所持する「平成3年11月分給与支給明細書」から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書の総支給額から9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の資格喪失日を平成3年11月1日とすべきところを同年10月31日と誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が、納入の告知を行ったにもかかわらず、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のA社(現在は、B社)に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年4月1日、資格喪失日が48年8月11日とされ、当該期間のうち、同年7月27日から同年8月11日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月11日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月27日から同年8月11日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したとこ ろ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもら った。申立期間に関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除され ていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在職証明書、従業員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年8月11日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し、誤って届け出た ことを認めていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

申立人のA社(現在は、B社)に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年4月1日、資格喪失日が48年8月11日とされ、当該期間のうち、同年7月23日から同年8月11日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月11日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月23日から同年8月11日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したとこ ろ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもら った。申立期間に関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除され ていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在職証明書、従業員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年8月11日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し、誤って届け出た ことを認めていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

申立人のA社(現在は、B社)に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が48年8月11日とされ、当該期間のうち、同年7月15日から同年8月11日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月11日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月15日から同年8月11日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したとこ ろ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い旨の回答をもら った。申立期間に関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除され ていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在職証明書、従業員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和48年8月11日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し、誤って届け出た ことを認めていることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時) に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報 酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年12月21日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月21日より後の8年2月20日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、32万円から15万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の複数の同僚は、申立人は同社における営業職の従業員で社会保険の手続には関与していなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について、有効な記録 訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業 主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の32万円とすることが必要 である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月1日から同年10月21日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を49年1月及び同年2月は11万円、同年3月及び同年4月は11万8,000円、同年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月は17万円、同年8月及び同年9月は13万4,000円に訂正することが必要である。なお、当該期間について、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の納付義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月6日から49年10月21日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、 A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、 実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違してい ることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正して ほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和49年1月1日から同年10月21日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により7万2,000円とされているが、申立人から提出された給与支払明細書の保険料控除額から、申立人は、オンライン記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和49年1月及び同年2月は11万円、同年3月及び同年4月は11万8,000円、同年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月は17万円、同年8月及び同年9月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

の事業主による納付義務の履行については、A社が既に厚生年金保険の適用 事業所に該当しなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡しているため 照会できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明ら かでないと判断せざるを得ない。

また、当該期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により 消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険 事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周 辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

2 昭和45年5月6日から49年1月1日までの期間について、A社は、既に 厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死 亡しているため、同社及び事業主から申立人の当該期間に係る給与支給額及 び保険料控除額を確認できない。

また、申立人は、当該期間の給与明細書を所持しておらず、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料控除額について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、昭和45年5月6日から49年1月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円とすることが必要である。なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和29年4月1日に新卒で入社し、すぐにB支店に配属され、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人は昭和29年4月1日から同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「申立期間当時の資料が無いため、事実関係は不明であるが、B支店に配属された者について、本社やC支店に配属された者と厚生年金保険の加入時期が異なる取扱いをすることはない。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和29年4月1日に採用された者は、同社B支店に配属された者を除き全員、同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様、昭和29年4月1日に同社B支店に勤務したが厚生年金保険への加入が同年5月1日となっている元同僚に、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった二人の元同僚はいずれも、「全員が入社と同時に厚生年金に加入した。入社と同時に厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している。さらに、このうち一人は、「同じスタートをきった同期の中

で、自分の厚生年金保険加入時期が同年5月1日になっているのはおかしい。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社で同年代の従業員の社会保険事務所の記録により、昭和29年4月は8,000円、同年5月及び同年6月は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月2日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月5日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和45年5月26日と認められることから、申立期間③の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月2日から同年5月1日まで

- ② 昭和41年12月5日から42年1月1日まで
- ③ 昭和45年5月25日から同年5月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。関連会社間の異動はあったが、申立期間①にはA社、申立期間②及び③にはB社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の人事記録により、申立人が昭和37年4月2日から同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「厚生年金への加入時期は、入社と同一であり、厚生年金加入日を入社日と別にする取扱いは行っていなかった。申立人の厚生年金加入時期の届出を誤ったために、入社時期と食い違いが生じた。申立人の同年

4月の厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和37年5月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社及びB社の人事記録により、申立人は、昭和41年12月5日からB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「厚生年金と雇用保険の加入時期は同一であり、加入時期を別にする取扱は行っていなかった。申立人の厚生年金の加入届出を昭和42年1月1日と誤って届けた。申立人の41年12月の厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、昭和42年1月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 42 年 1 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 41 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、雇用保険の加入記録、A社及びB社の人事記録により、申立人は昭和45年5月25日までB社に勤務していたことが確認できる。 以上のことから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和45年5月26日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和63年2月16日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月15日から同年2月16日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立 期間が未加入であることが判明した。申立期間に、A社から関連会社である B社に異動したが、1日も途切れることなく継続して勤務していたので、記 録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は、昭和61年2月28日から63年2月20日まで同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役は、「親会社の指示に基づき事務手続を行っていたので、資格喪失日に係る記録が昭和63年2月15日となっているのなら、親会社からの申立人の退任年月日の指示は同年2月15日であったと考えられる。」と回答している。

さらに、A社の当時の総務担当者は、「A社とB社は関連会社であり、転籍の際に年金記録に空白期間が生じることはない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、退任年月日の翌日の昭和63年2月16日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年2月16日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 関連会社間の異動はあったが、同社には昭和32年3月から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務(昭和37年10月1日に異動先のB社からA社へ復帰)していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険が未加入となっていることが確認できる元従業員に照会したところ、複数の元従業員が「申立期間も給料は変わらない。保険料が控除されていたと思う。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 異動はあったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていた ので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在職証明書及び 労働者名簿により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務(昭和60年7 月1日に同社本社から同社B支店に異動)していたことが認められる。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」 と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年5月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主は申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失日を同年6月30日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべ

き保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申 立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から同年12月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を もらった。昭和35年に入社以来、申立期間も同社に勤務していたことは間 違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和42年12月1日に同社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社本社から同社C営業所への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及びB社から提出された人事台帳の記録から判断して、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年9月1日に同社本社から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における 昭和39年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月31日から同年11月1日まで 社会保険事務所(当時)からのねんきん特別便により、A社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。昭和28年4月1日に入社以来、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の退職証明書、同社の社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(同社C支店から同社D支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、昭和 29 年 11 月 1 日にA社 C 支店から同社 D 支店に転勤したとしていること、及びオンライン記録により、38 年 7 月、42 年 11 月、46 年 6 月、56 年 9 月の申立人のA社に係る異動日が、いずれも「1日」付けであることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和29年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年8月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和51年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月25日から同年4月6日まで

A社B営業所で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間には本社から営業所への異動はあったが、申立期間を含め継続して勤務しているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保有する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和51年3月25日に同社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和51年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格取得日を昭和51年3月25日として届け出るべきところを、誤って同年4月6日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①については 20 万円、申立期間②については 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基 礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日

② 平成17年9月30日

平成16年9月30日及び17年9月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、これらについて厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している賞与支払明細書により、申立人は、平成 16 年 9 月 30 日及び 17 年 9 月 30 日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書から、申立期間①については20万円、申立期間②については10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年9月30日及び17年9月30日の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A社における資格喪失日は、平成7年9月8日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を 訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、30万円とすること が妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月31日から同年9月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、株式会社A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても同社に勤務していたことが証明できる退職証明書と給料支払明細書を提出するので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、給料支払明細書及び退職証明書により、申立人は申立期間について株式会社A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年5月31日の後の同年9月8日に、さかのぼって同年5月31日と記録されていることが確認できる。

また、株式会社A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社は法人事業所であることが確認でき、常時従業員が在籍していたことから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、株式会社 A社が適用事業所でなくなったとする処理、及び申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の株式会社A社における資格喪失日は、当該訂正処理日である平成7年9月8日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録

から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成2年9月1日であると認められる ことから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正する ことが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、44万円とすること が妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間についても同社に勤務していたことが証明できる給料支払明細書を提出するので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書及び同僚の供述により、申立人は申立期間についてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成2年6月30日の後の同年10月3日に、さかのぼって同年6月30日と記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社は法人事業所であることが確認でき、常時従業員が在籍していたことから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が適用事業所でなくなったとする処理、及び申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、給料支払明細書の記載及び同社における給与支給日が月末だった旨の供述から判断して、平成2年9月1日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年1月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和27年4月1日から勤務し、入社以後の給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書、A社における代表者の親族の回答書及び同社における同僚の供述により、申立人は、同社に昭和27年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、給与明細書における保険料控除額から、2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月17日から13年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、 その主張する標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、平成 10 年3月から 12 年12月までのおおむね3年にもおよぶ申立期間全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成6年4月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月30日から6年4月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同社には、申立期間まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述及び申立人提出の給与明細書により、申立人は申立期間に同社で継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人を含む21名の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月30日の後の6年4月7日に、さかのぼって5年11月30日に処理されていることが確認できる上、社会保険事務所(当時)が保管する同社の債権差押調書において、5年11月分から6年2月分まで厚生年金保険料の滞納が確認できる。

また、商業登記簿謄本から、A社が破産宣告を受けたのは、平成6年4月*日となっていることから、申立期間は法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理を、さかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該喪失処理を行った平成6年4月7日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年10月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成6年4月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月30日から6年4月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同社には、申立期間まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、申立人は申立期間について、同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

一方、オンライン記録によると、申立人を含む 21 名の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月30日の後の6年4月7日に、さかのぼって5年11月30日に処理されていることが確認できる上、社会保険事務所(当時)が保管する同社の債権差押調書において、5年11月分から6年2月分まで厚生年金保険料の滞納が確認できる。

また、商業登記簿謄本から、A社が破産宣告を受けたのは、平成6年4月*日となっていることから、申立期間は法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、A社の複数の従業員及び取締役の一人は、「申立人は取締役(工場長)であったが、社会保険事務は社長が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理を、さかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日

は、当該喪失処理を行った平成6年4月7日であると認められる。 なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年10月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで 昭和30年6月20日にA社に入社後、グループ会社で定年まで継続して 勤務していた。申立期間中は、会社が分社化したことにより事業所名が変 わったものの、同じ場所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった申立人に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社及び関連会社C社に継続して勤務し(昭和40年10月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 8 月の社会保険事務所(当時)の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚数十名に同様な被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出誤りが推測され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 7150・7151 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本 文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ ている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の<申立期間>(別添一覧表参照)の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行し ていないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:

基礎年金番号 :

別添一覧表参照

生年月日:

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : <申立期間>(別添一覧表参照)

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、社会保険事務所(当時)に「厚生年金保険被保険者賞与支払届」が提出されていなかったため、保険料として納付されていない状況であった。A社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、<申立期間>(別添一覧表参照)に同社から賞与の支払を受け、<標準賞与額>(別添一覧表参照)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月7日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届

を提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、また、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7150	男		昭和25年生		① 平成17年6月28日	150万 円
					② 平成18年6月30日	150万 円
7151	男		昭和29年生		① 平成17年6月28日	150万 円
					② 平成18年6月30日	150万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成18年6月30日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、社会保険事務所(当時)に「厚生年金保険被保険者賞与支払届」が提出されていなかったため、保険料として納付されていない状況であった。A社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月7日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年6月28日及び18年6月30日については、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: ① 平成17年6月28日

② 平成18年6月30日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与について、社会保険事務所(当時)に「厚生年金保険被保険者賞与支払届」が提出されていなかったため、保険料として納付されていない状況であった。A社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払届に係る記録の訂正を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該 保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月7日に、事業 主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出 したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月25日

② 平成19年3月25日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事務所に勤務していた申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同事務所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA事務所から提出された所得税源泉 徴収簿と厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に、 20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ れていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年5月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月22日から同年6月1日まで A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。 同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた退職者台帳から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和26年5月に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 26 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類は廃棄しており、確認できないことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年4月1日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る訂正理由書により、申立人が、同社に平成6年6月30日まで勤務していたことが認められる。

また、A社は「平成6年6月分の給与から厚生年金保険料を控除している。」 と回答している上、同社の社会保険事務を担当していた者は「厚生年金保険 の資格喪失日は退職日と同日と考えていたので、申立人の資格喪失年月日を 退職日である6年6月30日として届けた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6

年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年7月6日に申立てに係る資格喪失日訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る6年6月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和24年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月25日から同年12月21日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したと ころ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を もらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚 生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(同社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和24年9月21日に転勤辞令を受け、 引継ぎ等を行った後、転勤したとしていること及びB社の現在の社会保険担 当者は「人事異動辞令原簿の転勤発令日が同年9月21日であることから、申 立期間の始期である同年9月25日は実際の赴任日であると推測される。」旨 供述していることから、同年9月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料 及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月6日から34年3月16日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したと ころ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を もらった。同社には、昭和33年5月から継続して勤務し、申立期間中、厚 生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元同僚の「申立人は、申立期間において結婚後も同社に継続して経理担当として勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社において、申立人と勤務形態や業務内容の同質性の高い同僚であり、オンライン記録により申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できる当時の総務・経理担当者の「同社では、結婚により退社する社内規則などは存在せず、結婚後も在籍していた申立人は、私同様に厚生年金保険被保険者として、保険料を控除されていたはずである。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の 被保険者資格喪失日が昭和33年12月6日と記録されているが、「備考」欄に は34年4月7日付けで氏名変更の記録が確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年11月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 当時の事業主は所在不明であり、当時の事情を確認できる社会保険担当者も 見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年5月1日、資格喪失日に係る記録を35年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、33年5月から34年7月までは9,000円、同年8月から35年1月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から35年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和33年5月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立期間当時に勤務していた複数の元従業員の供述から判断すると、 申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人及び複数の従業員が供述した申立期間当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数がおおむね一致している上、申立人と業務内容及び勤務形態の同質性が高いほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同僚(同年齢、同職種の従業員)の社会保険事務所の記録から、昭和33年5月から

34年7月までは9,000円、同年8月から35年1月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年5月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 7164~7167 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人のA組合(現在は、B)に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成2年7月30日、資格喪失日が<資格喪失日>(別添一覧表参照)とされ、当該期間のうち、2年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同組合における資格取得日を同年7月30日とし、申立期間の標準報酬月額を<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 基礎年金番号 : 別添一覧表参照

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成2年7月30日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A組合に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。Bは、平成21年10月15日に社会保険事務所に対し、申立期間について、記録の訂正を届け出たが、厚生年金保険法第75条の規定により保険給付には反映されていないので、給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA組合に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成2年7月30日、資格喪失日が<資格喪失日>(別添一覧表参照)とされ、当該期間のうち、2年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録、Bから提出のあった人事記録及び賃

金台帳から、申立人は、A組合に継続して勤務し(平成2年7月30日にC社 (現在は、Cグループ)からA組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における平成 2年8月のオンライン記録から、<標準報酬月額>(別添一覧表参照)とす ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7164	男		昭和34年生		平成2年7月30日~同年8月1日	34万円
7165	男		昭和36年生		平成2年7月30日~同年8月1日	26万円
7166	女		昭和36年生		平成2年7月30日~同年8月1日	26万円
7167	男		昭和6年生		平成2年7月30日~同年8月1日	53万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月13日から同年6月13日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年5月13日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年6月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和25年12月5日)及び資格取得日(昭和27年1月15日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和25年12月から26年4月までは5,000円、同年5月から同年8月までは7,000円、同年9月から同年12月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月5日から27年1月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和25年4月に入社し、28年6月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和25年8月5日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月5日に資格を喪失した後、27年1月15日に同社において再度資格を取得しており、25年12月5日から27年1月15日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社の当時の人事担当者は、従業員は全員正社員であり、厚生年金保険に加入させていた旨供述している。

さらに、申立期間当時、申立人とA社の同じ売場に勤務していたことが確認できた従業員4人は、全員申立期間において厚生年金保険に継続して加入していることが確認できる上、このうちの2人は、申立人に配置換えなどの勤務形

態の変更は無かった旨供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和27年1月15日に被保険者資格を再取得した旨の届出が、28年5月5日以降に行われていることが確認でき、申立人に係る再取得の届出が不自然であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の記録から、昭和25年12月から26年4月までの期間は5,000円、同年5月から同年8月までの期間は7,000円、同年9月から同年12月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにも関わらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和25年12月から26年12月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社(現在は、B社)は、申立期間当時、社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和48年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月及び同年10月は13万4,000円、同年11月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月29日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金基金の加入記録、健康保険組合の加入記録及び同僚の給与明細表により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和48年9月29日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金基金の記録から、昭和48年9月及び同年10月は13万4,000円、同年11月は15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間後の昭和48年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所としての記録が無い。しかし、当時の厚生年金基金の加入員資格取得届により5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、同社

は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 7177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和51年3月1日付けでB社へ出向するまでA社に継続して勤務し、保険料控除を確認できる給与支給明細票及び源泉徴収票もあるので、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する「給与支給明細票」及び源泉徴収票、雇用保険の加入記録並びにC社が保管するA社作成の申立人に係る「在社履歴」から、申立人は、同一企業グループのA社及びB社に継続して勤務し(昭和51年3月1日にA社からB社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 1 月の社会保険事務 所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は現在既に清算している上、当時の代表者は死亡しているため、これを確認できないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は47万9,000円、17年12月14日は63万3,000円、18年7月5日は60万4,000円、同年12月14日は64万9,000円及び19年12月14日は63万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日

② 平成17年12月14日

③ 平成18年7月5日

④ 平成18年12月14日

⑤ 平成19年12月14日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。給料支払明細書で厚生年金保険料の賞与からの控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所の保管する所得税源泉徴収簿及び申立人の保有する給料支払明細書により、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び給料支払明細書における保険料控除額から、申立期間①は47万9,000円、申立期間②は63万3,000円、申立期間③は60万4,000円、申立期間④は64万9,000円及び申立期間⑤は63万4,000円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、申立期間①から⑤までの保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年12月まで

私の夫は、昭和 50 年 11 月ごろに区役所に行き、未納期間の保険料を全額納付できることを知り、区の職員に保険料を分割して納付するために複数枚の納付書を作ってもらい、申立期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的状況が不明である。

また、申立人が所持する領収証書及び夫婦が居住していた区の附則 18 条 リストにより、夫婦は第 2 回特例納付により、昭和 50 年 11 月に、申立人は 5 年分の保険料を、夫は 12 年分の保険料をそれぞれ納付していることが確認できる。

これについては、当該特例納付の時点で、夫婦は 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たすことはできず、申立人にあっては3年6か月、夫にあっては10年2か月それぞれ不足していたことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して、上記の年数分の保険料をそれぞれ特例納付したものと考えられるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6859 (事案 4620 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月から 53 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から53年8月まで

私は、婚姻後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を市の出張 所等で納めてきたが、昭和49年に市内転居した直後の1年間ほどは町会長 の妻が集金に来ていたことを思い出した。同じ地区に住んでいる知人の所 持する国民年金保険料納入カードには、昭和47年度の欄に町会長の配偶者 の押印が確認できる。申立期間が未加入で保険料が未納とされていること に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の所持する国民年金手帳には「被 保険者となった日」欄に「昭和53年9月12日」と記載され、市の保管する 被保険者名簿にも「昭和53年9月12日新規取得」と記載されていることか ら、申立人は当該年月日に国民年金に任意加入していることが確認でき、任 意加入の場合は、制度上、保険料をさかのぼって納付することができず、上 記被保険者名簿に53年8月以前の期間は「納付不要」と印字されているなど、 申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらな い。

また、申立人が当時居住していた市を管轄する社会保険事務所(当時)の昭和43年10月から52年3月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として、町会長の配偶者が保険料の集金に来ていたことを思い出したとし、当該配偶者の押印がある知人の国民年金保険料納入カードの写しを提出したが、当該説明及び資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年6月まで

私の妻は、昭和45年ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。二人分の保険料を納付できない時期は、私の保険料を優先して納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期、場所及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間について申立人の保険料を納付したとする妻も昭和45年1月から47年3月までの保険料は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際にオレンジ色の年金手帳を交付されたとしているが、同色の年金手帳の発行が開始されたのは昭和49年11月であり、加入手続は申立期間後の同月以降に行われたと考えられ、さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年5月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年6月まで

私は、時期は不明だが、国民年金の加入手続をし、さかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする 保険料の金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、第3回特例納付により、申立期間より前の昭和36年4月から43年6月までの期間の保険料を納付していることが確認できるが、これについては、申立人は、国民年金に加入した53年7月時点で、特例納付及び過年度納付しなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられる。

さらに、申立人は、約10年分の保険料をさかのぼって納付したとしており、 その金額は、第3回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した納 付済みの保険料の合計額におおむね一致しているなど、申立人が申立期間の 保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで

私は、35 歳になって間もなく国民年金に任意加入し、その後の国民年金 保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とさ れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する 記憶が曖昧であり、申立期間の保険料額に関する記憶も曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人の年金手帳の記号番号は離婚後の昭和61年9月に払い出され、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、第3号被保険者資格取得日である61年4月であることが確認できるため、当該資格取得日前の期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

私は、昭和 60 年 6 月に結婚した時、夫が勤めていた会社が私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を夫の給与から控除して納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が勤めていた会社が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる夫の会社は当時従業員の給与から家族の保険料を控除して納付していたかどうか分からないと説明しており、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間当初の昭和60年11月に資格喪失した旨及び申立人が当時居住していた市の名称が記載されていることから、申立人は、市役所に当該国民年金手帳を持参して資格喪失手続を行ったと考えられるなど、申立人の夫が勤めていた会社が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から同年9月までの期間及び平成元年8月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月から同年9月まで

② 平成元年8月から4年3月まで

私は、昭和52年2月ごろ区の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立期間当時、国民年金手帳を受け取ったことがないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入記録が無く、基礎年金番号が付番された 平成9年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間で あり、申立期間当時、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをう かがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 49 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から49年3月まで

② 昭和59年4月から同年9月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、夫が会社を退職した昭和 42 年 12 月から私が 60 年 4 月に会社に就職するまで、私の国年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①の直後の昭和 49 年4月から 50 年3月までの保険料を過年度納付した 51 年6月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、62 年1月に納付された申立期間②の保険料は、時効により、申立期間②直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月の保険料に充当されているなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで

私は、昭和37年に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を区の 集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、申立期間後にも未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 6 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 48 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年1月まで

私は、国民年金が発足した昭和36年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。友人は私から国民年金の話を聞き、任意加入したと話しているため、友人より後に加入していることはあり得ない。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の申立期間当時の居住地において、 45 年3月以前は、印紙検認方式により保険料の納付が行われていたが、申立 人は印紙検認による納付の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する昭和48年3月に発行された国民年金手帳には、申立期間直後の48年2月に国民年金に任意加入した旨記載されており、制度上、申立期間は未加入期間であったことから保険料を納付できず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年度から国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、 保険料の納付方法、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の 保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 10 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年4月までの期間及び48年7月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から48年4月まで

② 昭和48年7月から49年12月まで

私は、昭和43年12月に会社を退職後、自宅近くの区の出張所で国民年金の加入手続を行った。当初は、母が集金に来た郵便局の職員に国民年金保険料を納付し、その後は、私が納付書により金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当初、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるとともに、申立人は、保険料の納付頻度や納付額の記憶が曖昧である。また、結婚するまで同居していたとする申立人の妹は、申立期間のうち、申立人と同居していた期間の保険料が未納となっているなど、申立人及びその母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年10月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年8月から 48 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から48年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和 45 年 2 月に婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親及び妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人の妻は、申立期間のうち、申立人と婚姻した昭和45年2月から48年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人の母親及び申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年3月まで

私は、会社を退職した翌月の昭和 44 年1月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関や郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、納付書により保険料を納付したとする方 法は、申立人が当時居住していた区及び市において昭和49年3月まで実施さ れていた印紙検認方式による保険料納付方法と相違し、申立人は、保険料を さかのぼって納付した記憶も無いと説明している。また、申立人が一緒に保 険料を納付していたとする申立人の妻は、厚生年金保険加入期間を除き、申 立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 11 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険 料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるな ど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和 50 年 12 月ごろ、国民年金に加入し、その時に、さかのぼってすべての保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)はなく、第2回特例納付により保険料を納付する ことが可能な期間は、制度上、昭和48年3月までとされており、また、申立 人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年12月時点では、申立期間 は時効により過年度納付することができない期間であるなど、申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、第2回特例納付により納付可能な期間である昭和36年4月から48年3月までの144か月分の保険料を特例納付により、また、手帳記号番号払出の時点で過年度納付することが可能な期間である48年10月から50年3月までの18か月分の保険料を過年度納付により、それぞれ納付していることがオンライン記録等により確認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から47年3月まで

私は、父に言われて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付 した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人の保険料の納付方法、納付金額等 に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和39年8月に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は結婚後の47年11月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる。当該払出時点では、申立期間のうち、45年7月から47年3月までの保険料は過年度納付することが可能ではあるが、申立人は、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶が無く、妻も当該期間の保険料は未納である。

さらに、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月から 45 年 6 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は他の国民年金手帳を所持していた記憶も無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から49年12月まで

私は、子供が3歳の昭和49年4月ごろ、国民年金保険料の未納期間があるとの通知を受けたので、母から、お金を借りて申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が保険料納付をしたとする昭和 49 年4月には第2回特例納付が実施されているものの、申立人が保険料を納付 したとする区役所は、特例納付及び過年度納付の収納を取り扱っていない上、 申立人が納付したとする保険料額は、第2回特例納付等を利用して申立期間 の保険料を納付した場合の金額とは大きく相違している。

また、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和55年ごろに区の職員から今なら国民年金保険料をさかのぼって納められると言われ、約15万円を納付した。また、60歳まで保険料を納付すれば年金を満額支給されると言われたので、申立期間を含め60歳まで保険料を納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立期間の保険料の納付方法、納付金額 等に関する申立人の記憶が曖昧である。

また、申立人が国民年金に加入した昭和55年6月時点では、申立人の夫は厚生年金保険加入中であり、かつ、老齢年金受給資格を既に取得していたことから、申立人は同年6月10日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、59年4月29日に資格喪失したことが申立人の所持する国民年金手帳により確認できる上、任意加入適用期間である申立期間は、資格喪失したことにより未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年3月まで

私は、病気のため国民年金保険料を納付しなかったことがあるが、後日 書類が送られてきて相談に行ったところ、未納分が納付できると言われた。 全部ではないと思うが数回に分けて納付した記憶がある。申立期間の保険 料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人が国民年金に加入した昭和 58 年 6 月時点で、申立人は、厚生年金保険の老齢年金受給資格を既に取得していたことから、申立人は 58 年 6 月 2 日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得し、59 年 9 月 20 日に資格を喪失したことが申立人の所持する国民年金手帳により確認できる上、任意加入期間である申立期間は、資格喪失したことにより未加入期間となり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から15年3月まで

私は、大学の助教授に就任することが決まり、平成17年2月に学生時代の申請免除期間及び学生納付特例期間の保険料を社会保険事務所(当時)で追納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から、当時の保険料の納付状況等 を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直後の平成 15 年度及び 16 年度の保険料を平成 17 年 2 月 28 日に納付していることが領収済通知書から確認できるものの、申立期間の保険料の領収済通知書は無く、同日に申立人が納付したとする金額は、当該納付済期間及び申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 11 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年3月まで

私は、婚姻後に国民年金に加入し、60 歳まで継続して国民年金保険料を 納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、加入手続の時期に関する記憶 が曖昧であり、昭和 41 年 10 月の婚姻直後から国民年金に加入し保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻から約 2 年後の 43 年 11 月に、継続して居住している区を管轄する社会保険事務所(当時)で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳においても発行日は、当該払出直後の「43 年 12 月 20 日」と記載されていること、当該年金手帳の 42 年度の印紙検認記録欄には検認印は無く、印紙検認台紙は割印で切り取られていることが確認できる。

また、当該手帳記号番号払出時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで

② 昭和42年4月から43年3月まで

③ 昭和47年4月から49年9月まで

私は、昭和36年4月から国民年金保険料を漏れなく納付してきた。結婚後はいつも夫婦の保険料を一緒に納付していた。

また、時期は定かでないが、区の出張所から呼出しがあり、保険料の支払方法について説明を受け、4か月分ずつ数年間納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

申立期間①については、当該期間のうち昭和37年5月までは厚生年金保険加入期間であり、その後の期間は、申立人は母親と同居していたが、母親から当該期間の保険料を納付していたことを聞いたことは無いと説明しており、申立人自身も保険料を納付した記憶は乏しく、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年5月ごろに払い出されており、当該払出時点では、当該期間の過半は、時効により保険料を納付することはできない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には、当該期間前の昭和 40 年度及び 41 年度は検認印が押されているが、当該期間は検認印が押されておらず、保険料を一緒に納付していたとする夫も

当該期間の保険料は未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、当該期間直前の期間は申請免除期間であり、当該期間直後の期間の3か月の保険料は昭和51年12月に過年度納付されており、その時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、納付書で一緒に保険料を納付したとする夫の当該期間の保険料も未納となっているなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

私たち夫婦は、私が起業した昭和48年8月に、厚生年金保険に加入しようと思ったが適用事業所にならないと言われたので、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当時の保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳は、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った際に郵送されてきたものであると説明しているが、同色の年金手帳の発行が開始されたのは昭和49年11月であることから、国民年金の加入手続を行ったのは49年11月以降であったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

私たち夫婦は、夫が起業した昭和48年8月に厚生年金保険に加入しよう と思ったが適用事業所にならないと言われたので、国民健康保険の加入手 続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をしてきた。 申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の夫は、当時の保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は、現在所持するオレンジ色の年金手帳は、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行った際に郵送されてきたものであると説明しているが、同色の年金手帳の発行が開始されたのは昭和49年11月であることから、国民年金の加入手続を行ったのは49年11月以降であったと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から44年12月まで

私は、申立期間前後の国民年金保険料を昭和 45 年 3 月 25 日に納付した 領収証書を所持している。申立期間の保険料も一緒にさかのぼって納付し たはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人が所持する領収証書により、申立人が申立期間前の昭和 36 年4月から 41 年3月までの期間の保険料及び申立期間直後の 45 年1月から同年3月までの期間の保険料を 45 年3月 25 日に納付をしていることが確認できるが、申立人は、当該時点で納付した保険料の金額についての記憶が曖昧であること、申立人は、当該納付をした 45 年3月時点で、上記の5年分の保険料をさかのぼって納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮してさかのぼって納付したものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 45 年 3 月までの期間及び昭和 45 年 12 月から 46 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から45年3月まで

② 昭和45年12月から46年5月まで

私は、20 歳のころに国民年金に加入し、漏れ無く国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険 料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期 間当時の国民年金手帳の受領・所持に関する記憶が無いなど、申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月ごろの時点では、申立期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年9月まで

私は、申立期間中はアルバイト及び契約社員であり国民年金保険料と国民健康保険料は自分で納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は国民年金の加入手続及び納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月ごろの時点では、申立期間の大半は、時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 39 年3月までの期間及び 40 年4月から 41 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで

② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、昭和 53 年に就職するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、昭和 39 年 12 月に婚姻した夫は、申立期間②の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年3月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 6912 (事案 2763 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付した。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦の保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の申立てでは昭和36年に国民年金の加入手続を行い、36年度及び申立期間の保険料を納付してきたと主張していたところ、今回の再申立てにおいては、申立期間当初の37年4月分の保険料から納付したと主張を変更しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6913 (事案 2762 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付した。申立 期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の妻は、当初の申立てでは昭和36年に国民年金の加入手続を行い、36年度及び申立期間の保険料を納付してきたと主張していたところ、今回の再申立てにおいては、申立期間当初の37年4月分の保険料から納付したと主張を変更しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの期間及び51年11月から54年 1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和47年6月から51年10月までの保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで

② 昭和47年6月から51年10月まで

③ 昭和51年11月から54年1月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①当初の昭和 45 年 4 月から私が 47 年 6 月に共済組合に加入した後も国民年金保険料を納付してくれていた。具体的な時期は覚えていないが、途中から私が保険料を納付するようになった。また、54 年 2 月に夫の海外赴任に同行するため、区役所で海外への転居手続をした際に、共済加入期間と重複して納付した申立期間②の保険料を還付請求できるが、還付を受けない方が有利と教えられて、還付請求をしなかった。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人の父親及び申立人が、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間③については、申立人は保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、後述2のとおり、申立期間②の保険料を昭和51年9月に還付決議されていることから、当該時点で、共済組合に

加入した 47 年 6 月にさかのぼって国民年金の資格を喪失し、申立人に対して納付書が送達されていなかったものと考えられるなど、申立人の父親及び申立人が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年 10 月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する領収書により、共済組合加入期間と重複する当該期間の保険料が納付されたことが確認できるものの、還付・充当、死亡一時金等リストには、還付期間、還付金額、還付事由、還付決定日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は見当たらない。また、当該期間の申立人に対する保険料の未還付により保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、一時期、国民年金保険料を納付しなかったが、やはり納付した方がいいと考え、具体的な時期は憶えていないが、申立期間の保険料を市役所でまとめて納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等 の記憶が曖昧である。また、保険料を納付したとする市役所は過年度保険料 の収納を取り扱っておらず、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間 当初の昭和55年4月に資格喪失した旨が記載されているなど、申立人が申立 期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年5月まで

私は、退職した会社から国民年金への加入を勧められていたので、国民 健康保険等の手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を 納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立人と当時婚姻しており、一緒に国民年金の加入手続をしたとする申立人の妻は、申立期間直後の昭和50年6月に任意加入しており、申立期間が未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月時点では第3回特例納付が実施されているものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しており、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年12月まで

私は、昭和55年4月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧 である。また、申立人が所持する昭和 56 年分の確定申告書の社会保険料控除 欄に記載された保険料支払額は、申立人の妻の納付済みとされている昭和 56 年1月から同年 12 月までの付加保険料を含めた保険料額とおおむね一致する ことから、申立人の妻の保険料支払額を記載したものと考えられるなど、申 立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当 たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 3 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 51 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年4月まで

私は、昭和49年9月に私立学校の非常勤講師に就職し収入が増えたことから、国民年金の加入手続を行い、51年5月に私立学校共済組合に加入するまで、毎月、市の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧 であり、保険料を納付したときに市の集金人が小さな冊子に納付年月日を記 入し、四角い検認印を押していたとする申立人の説明は、申立人が当時居住 していた市において実施されていた市の集金人が領収書を交付する方法と相 違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から11年7月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から11年7月まで

私は、60 歳到達後、国民年金の任意加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の任意加入手続の時期、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付額の記憶が曖昧である など、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が高齢任意加入手続及び付加保険料の申出を行った平成 11 年8月時点では、申立期間は、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 45 年 2 月までの期間及び 46 年 3 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から45年2月まで

② 昭和46年3月から47年3月まで

私の父は、私が大学生だった昭和 41 年 4 月に私の国民年金の加入手続を行い、自宅へ集金に来た自治会の役員に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は申立期間①中の昭和44年2月に父親と同居していた町から県外に転出していることから、転出後は当該町で申立人の保険料を納付することは困難であると考えられるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

東京国民年金 事案 6921 (事案 2067 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで 私の母は、申立期間当時、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は自身の保険料の納付に関わっておらず、また、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法、納付場所、納付金額など保険料の納付状況が不明であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要ないと通知が行われている。

申立人は、新たに当時所持していたとする国民年金手帳の概要図を提出したが、その内容は申立期間後に交付されていた手帳の形式とも類似しており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月から同年12月まで

私は、60歳になってすぐに国民年金に任意加入し、65歳まで国民年金保 険料を妻の分と一緒に納付してきた。申立期間が未加入期間で、保険料が 未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、60歳到達後の任意加入について申立人が 区役所で相談した際に交付されたとする「国民年金納付記録」には、「納付 済期間」及び「厚生年金等加入期間」に加え、申立期間直後の平成14年1月 から同年11月までの11か月を任意加入することにより「年金受給最低必要 月数」の300か月に達することが記載されていることから、申立人が任意加 入の手続を行ったのは申立期間直後であると考えられるなど、申立人が申立 期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、60 歳到達後の任意加入の手続のために区役所へ行ったところ、社会保険事務所(当時)へ行くように言われたとしており、当該区役所では、60 歳到達後の任意加入を受け付ける場合には、区役所で把握していない厚生年金保険の加入記録等を確認した上で行っているとしていること、オンライン記録から、申立人の昭和42年12月から43年5月までの厚生年金保険の加入記録は申立期間後の平成14年2月に追加されたことが確認できることから、申立人は、当該記録追加された時期に社会保険事務所で60歳到達後の任意加入手続を行ったものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 52 年 3 月までの期間、63 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から52年3月まで

② 昭和63年10月及び同年11月

私の母は、私が 20 歳になってから就職するまでの間の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私が退職して転職するまでの間の保険料は妻が納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、上記のとおり、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無い上、妻は、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧であり、妻のオンライン記録では、当該期間は平成2年10月に第3号被保険者期間から未納期間に訂正されており、当該訂正は、当該訂正時期に申立人が厚生年金保険に未加入であったことが判明したことによるものと考えられるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年4月までの期間、59年6月から60年7月までの期間及び62年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年4月まで

② 昭和59年6月から60年7月まで

③ 昭和62年12月から63年3月まで

私は、国民年金加入後は、国民年金保険料を納付していた。申立期間の 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料額等に関す る記憶が曖昧である。

申立期間①及び②については、昭和63年7月に被保険者資格の得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該期間当時は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録整備時点でも、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は当該期間直後の昭和 63 年度の保険料を平成 2 年 7 月から 3 年 3 月までの間に 4 回に分けて過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月及び同年2月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成8年1月及び同年2月

私は、60 歳到達後も国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金 保険料を金融機関の口座振替で納付したはずである。申立期間が未加入で、 保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する家計簿の平成8年の「毎月の収支一覧表」には、当時の付加保険料を含む国民年金保険料支出額が各月欄に記載されており、保険料額が改定された同年4月の欄には改定後の金額が記載されている。申立人が居住する区では、口座振替に係る保険料は翌月に引き落としており、同年4月に引き落とされたとすれば、同年3月分の改定前の金額が記載されなければならないが、そのような記載とはなっていないことから、当該「毎月の収支一覧表」に記載された申立期間を含む保険料支出額は、申立人が銀行口座からの引き落としを確認した後に記載されたとは考えにくい。

また、申立人は、任意加入手続を行った時期の記憶が曖昧であり、オンライン記録から、申立人は、60歳到達により、平成8年*月*日に資格喪失した後、同年3月26日に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から50年3月まで

私は、昭和50年ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、夫と一緒に区役所に出向いて 加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、申立人及びその夫は、さかのぼって納付したとする具体的時期、納付した期間、納付した金融機関等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月ごろは、第2回特例納付の実施時期であったが、第2回特例納付の対象期間は48年3月までであること及び上記手帳記号番号の払い出し時点で保険料の過年度納付が可能であるのは48年10月以降であることから、申立期間のうち48年4月から同年9月までの期間は、制度上、保険料の特例納付及び過年度納付をすることができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、婚姻以降は夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、本来未加入期間であるが、昭和50年12月の加入時点では強制加入被保険者とされていたこと、申立人の生年月日及び資格取得日は申立期間後の55年3月に訂正されていることなど、区役所が第2回特例納付(実施期間:昭和49年1月から50年12月まで)の申出を受け付けるに当たって、婚姻歴、夫の被用者年金の加入状況、生年月日、資格取得日等の基本的な事項を確認しないまま、多額の保険料を特例納付させたと考えるのは不

自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月3日から29年11月18日まで 年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所(当時)で年金記録 を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 40 年 6 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から40年4月1日まで 平成20年2月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したと ころ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に氏名変更が行われていることが確認でき、申立人は、申立期間の事業所を退職後の昭和40年12月*日に婚姻していることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、事務 処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が 無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情 は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 15 日から 35 年 10 月 20 日まで 昭和 60 年ごろ、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について年金を受給できると聞いていたが、平成 7 年から 受給するようになった年金額は聞いていた額より少額であった。

最近、年金問題が騒がれるようになったため、再度、年金記録を確認 したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知 った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月4日から同年11月1日まで厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。同社退職後、支払要請に基づき、振込書で支払を行ったので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有している社会保険管理データから、申立人は平成7年10月3日に同社を退職し、翌日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、この資格喪失日はオンライン記録と一致している。

しかし、申立人はA社を退職後、社会保険料の振込みの依頼があり、金額は覚えていないが振り込んだと申し立てている。

一方、B社の給与担当者は、「当時の給与担当者は既に退社しているため詳細は不明であるが、現在の社会保険料の控除は翌月である。退職月の社会保険料は、月給制正社員で月末退職であれば、最終給与支払月に2か月分を控除する。差引支給額がマイナスになる場合には、振込みの依頼をする。」と回答している。

そこで、申立人から提出のあったA社の給与明細書をみると、同社を退職した平成7年10月分の給与は、実働2日に見合う給与支給額のため、差引支給額がマイナスとなっており、1か月分の社会保険料が控除されていることが確認できる。

また、入社時の平成7年3月の給与明細書からは、社会保険料が控除されておらず、当時の社会保険料は翌月控除であったことが確認できる。

これらのことから、申立人がA社を退職した後に振込書で支払ったものは、平成7年9月の社会保険料であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月18日から41年9月17日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会した ところ、A事務所に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもら った。同事務所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険 の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職証明書等により、申立人は申立期間において A事務所に勤務していたことが確認できる。

また、A事務所の業務を引き継いだB事務所から提出のあった申立人に係る従業員登録票によれば、「昭和41年8月18日から同年9月17日までの限定期間従業員」と記録されており、当時、申立人が1か月の期間限定で従業員として採用されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法第 12 条により、臨時に使用される者であって 2 か月以内の期間を定めて使用される者(ただし、所定の期間を超え、引き続き使用されるにいたった場合を除く。) は厚生年金保険の被保険者としないことから、当時のA事務所において、申立人は申立期間に厚生年金保険の被保険者とはならない雇用形態であったことがうかがえる。

さらに、A事務所に勤務していた当時の従業員9名に対する照会結果からは、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。加えて、B事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したかは不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月1日から60年4月8日まで 海外留学のためにA社を休職していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。渡航前に休職期間分の厚生年金保険料を会社に納付したので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を休職する前に、申立期間である休職期間分の厚生年金保険料を、同社から申立人に支給された研修費用等と相殺することにより同社に前払にて納付したとして当該期間は厚生年金保険の被保険者期間であると主張している。

しかしながら、A社から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者 資格喪失確認通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確 認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が、昭和58年9月1日 に同社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、60年4月8日に再度、 同社において被保険者資格を取得した旨の届出を行っており、これらは申 立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が、厚生年金保険料の前払は、A社の当時の総務部長に勧められたと主張しているところ、同社の当時の総務部長は、「申立人が留学する際に、厚生年金保険について、少しでも本人に有利になるようにと検討し、何か申立人に説明した記憶があるが、具体的な説明内容や実際に厚生年金保険料の前払を受けたかどうかについては記憶が無い。」と供述している。

さらに、A社が保管する仮受金元帳の昭和 58 年 8 月及び同年 9 月の欄には、申立人から厚生年金保険料の前払を受けたことを示す記載は無く、

また、貸付金、雑費及び普通預金等の元帳並びに当時の総務部長が作成した海外研修費用に関する書類には、同社が申立人に計200万円を貸し付けたことが確認できるが、研修費用等と厚生年金保険料を相殺したことは記載されていないことから、同社は申立人から休職期間分の厚生年金保険料を前払されたことはないと供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に照会したものの、留学のために休職する際の同社の厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社より提出された労働者名簿及び申立人から提出された給与明細書から、申立期間当時、申立人が同社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年2月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の総務担当者は、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、国民年金事務組合に事務委託をした上で、従業員の給与から国民年金保険料を控除し、国民年金に加入させていたと供述している。

さらに、複数の元従業員は、A社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、事業主から説明を受けて、国民年金に加入していたと供述しており、これら従業員のオンライン記録においても国民年金の加入記録が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和62年6月から63年1月までの国民年金保険料の領収書を持っており、上記給与明細書の厚生年金保険料欄に記載の額は当時の国民年金保険料額と一致していることから、申立人は事業主により給与から申立期間において国民年金保険料を控除されていたことが認められる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から35年1月10日まで A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の従業員から提出のあった写真及び当該従業員らの供述から、 申立人が申立期間に製作工として同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の所在地を管轄する法務局においても、保存期限が経過したことにより、同社の商業登記簿の記録を確認することができなかった。

また、当時の事業主は既に亡くなっていることから、当時の勤務実態及 び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、元従業員は、「会社には当時数か月の試用期間があった。自分は昭和34年7月に正社員として採用されたが、試用期間中には厚生年金保険への加入はなく(同年9月10日より加入)、保険料控除もなかった。」と供述しており、別の元従業員は、「当時の会社には臨時工として学生を雇っている部署もあったが、保険料控除があったかは不明である。」と供述している。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から25年8月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年4月に従兄が役員をしていたA社に入社し、25年8月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、A社は厚生年金保険の適用 事業所になっておらず、また、所在地を管轄する法務局においても同社に 係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人をA社へ入社させたとする上記役員は既に死亡しており、 当該役員から同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除に ついて確認することができない。

さらに、申立人はA社の社長について、姓しか記憶しておらず、同僚も 記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の状況等について確認 することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月30日から同年8月30日まで 厚生年金保険の記録によれば、A社B事業所に勤務していた申立期間 の加入記録が無いが、同社には、間違いなく勤務していたので、厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B事業所における同僚の一人が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が当該事業所に、時期は明らかではないが、勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の担当者は、当時、大学卒業者については3か月程度の試用期間があったとしているところ、申立人は、「大学を2か月か3か月遅れて卒業しているので、入社は5月か6月だったのかもしれない。入社後、3か月経って本採用になることになり、同社C支店への転勤の話が出たため退職したのかもしれない。」としている。

また、申立人が記憶している、A社B事業所に大学卒業の新入社員として一緒に入社し、申立人と同じく昭和27年8月に退職したとしている同僚一人についても、当該事業所の厚生年金保険被保険者となっていない。

これらのことから、A社においては、申立期間当時、入社して一定期間 経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和61年9月から62年8月まで

②平成2年2月1日から4年2月29日

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①の標準報酬月額が6万8,000円、申立期間②の標準報酬月額が8万円であるとされている。申立期間①においては月額55万円くらい、申立期間②においては月額75万円くらいの報酬を受けていたはずである。申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、昭和62年1月12日付けで、申立人の申立期間 ①に係る標準報酬月額については、47万円から6万8,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本では、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで在籍していた取締役の1人及び従業員3人は、申立期間①において、同社における社会保険手続の責任者は、代表取締役である申立人であったとしている。

また、A社の上記従業員の一人は、「同社は、正社員の給与はもとより、パートタイマー労働者の給与についても未払となることが多かった。社会保険料についても支払が遅れがちであった。」としていることから、同社には厚生年金保険を含む社会保険料の滞納があり、保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

これらのことから、A社における社会保険手続の責任者である申立人は、自身の標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 オンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月29日より後の同年3月7日付けで、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、53万円から8万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、管轄社会保険事務所(当時)の職員の説明が理解できないため、社会保険労務士に手続を一任していたとしているが、申立書において、「平成3年ごろ、社会保険料を滞納していたため督促されており、当該社会保険事務所に出向き、分割で納付する意志を伝えたところ、保険料を調整する話がありました。」と記述していることから、自身の標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案7048 (事案1988の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年から48年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)へ照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たため、第三者委員会に対して申し立てたが、認められなかった。給与支払明細書を記入し捺印していた人が分かったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった給与支払明 細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないこと が確認できることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、給与支払明細書に記名捺印をしていた人が分かったとしているが、当時のA社の給与担当者から事情を聴取したところ、「申立人は、正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と供述している。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月19日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間に係る記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成11年6月20日前後まで出勤し、その後月末までは有給休暇を取得した。人事担当者が資格喪失日を誤って提出したものと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人の退職願及び雇用保険の加入記録により、申立人は、平成11年6月18日付けでA社を退職していることが確認できる上、事業主は、「申立人の11年6月の厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成11年6月19日であり、申立人の主張する同年6月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から28年6月30日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、 A社又はB社(現在は、C社)に勤務していた申立期間について、厚生 年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違 いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿及びオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本から、同社は個人商号で登記されていることが確認でき、同社は既に解散し、代表者は連絡先が不明のため、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間は、B社で勤務していたかもしれないと申し立てているところ、C社は、「同社が保管している退職者名簿に申立人の在職記録が無いため、申立人が同社に在職していたことを確認することはできない。」と回答している上、同社が加入していたD健康保険組合にも、申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月4日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A法人(現在は、B法人)に勤務していた期間のうち、申立期間に係る記録が無い旨の回答をもらった。同会には昭和61年1月4日より正規職員として勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった日記の記述及びA法人の従業員の供述から判断すると、入社日は特定できないが、申立人は、申立期間当時は同法人で勤務していたことが推認できる。

しかし、A法人が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和61年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B法人は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、当時の社会保険事務担当者は既に退職しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

さらに、A法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、5人の従業員が、「自分は、昭和61年6月以前に同会に就職したが、厚生年金保険に加入したのは同年6月1日となっている。」と供述している。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間の全期間について国 民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から37年3月31日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、 A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入 記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないの で、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、申立人が申立期間当時、同社に勤務 していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、同社の代表者は死亡していることから、同社及び代表者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、当時のA社の社会保険事務担当者も死亡していることから、同社における厚生年金保険への加入及び非加入の取扱いについて聴取することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、5人の従業員が申立人のことを記憶していたものの、いずれの従業員も申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況や同社における厚生年金保険への加入及び非加入の取扱いについては、分からないと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月から23年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和22年5月から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立人は申立期間中、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立人の入社時期については不明であるとしており、 申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については 回答を得ることができなかった。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立人のA 社における厚生年金保険資格取得日は昭和23年7月1日と記録され、厚生 年金保険の加入記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に同社の入社日を聴取したところ、一人の従業員は、同社に入社してから1年後に、もう一人の従業員は入社から10か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から39年8月31日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会した ところ、A社からB区C店に派遣されて勤務していた申立期間の加入記 録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立 期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に派遣職員としてC店に勤務し、派遣元のA社にて 厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、申立人が申し立てている所在地及び申立期間において、申立ての派遣元会社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できず、また、申し立てている所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が勤務していたとするC店に係る事業所別被保険者名簿及び所在地が異なる申立ての派遣元会社と同名の会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の記録が無く、勤務実態を確認できない。

さらに、C店での申立人が記憶している同僚等から供述が得られず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について、確認することができない。また、申立人は、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から35年11月30日まで

② 昭和40年3月25日から同年8月1日まで

③ 昭和49年2月1日から平成元年11月30日まで

④ 平成8年4月25日から同年5月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びD社に勤務していた申立期間④の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に在籍していたことは確かであり、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の業務内容に関する記憶、及び当時の 従業員の回答により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社中 央研究所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社中央研究所は、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届に申立人の記録は見当たらず、また、申立期間当時の人事記録等は残っていないと回答している。

そこで、オンライン記録から、申立期間当時、A社中央研究所に在籍していた複数の従業員に問い合わせたところ、同研究所には申立人が述べていたハンダ付け等の作業を行う工場棟があったが、そこで働く従業員は臨時採用の人が多く、これらの人に関しては社員名簿にも記載されていなかったと述べている。

また、申立人の記憶する複数の同僚に関しても、A社中央研究所に係

る事業所別被保険者名簿に当該同僚の名前は無く、同名簿は欠番等の不 自然な記載が無いことから、申立期間当時、同研究所で働く臨時採用の 従業員に関しては、厚生年金保険に加入させていなかったことが推認で きる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により 給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当 たらない。

2 申立期間②については、B社に係る事業所別被保険者名簿の表紙に、 事務担当者として申立人の名前が記載されている上、申立人の妹の回答 から、申立人が申立期間について同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿の記録では、B社の事業主は申立人の父親であり、厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和40年3月25日)に厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、親族以外の従業員のみであり、申立人を含めて親族が同資格を取得したのは、昭和40年8月1日となっていることが確認できる。このことから、同社の事業主の親族に関しては、同日までは厚生年金保険に加入させていなかったものと推認することができる。

また、B社は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を保管していない。

さらに、申立人は国民年金の被保険者資格を昭和35年12月6日に取得しており、申立期間②については国民年金保険料納付済み期間となっていることが認められる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により 給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、C社は、商業登記簿謄本によると昭和49年1月 に設立され、申立人の夫が代表取締役であり、申立人は同社の取締役と して登記されているが、オンライン記録によれば、同社は厚生年金保険 の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は申立期間③において国民年金に加入しており、その保 険料納付済み期間及び未納期間のほか、全額申請免除の期間が認められ る。

さらに、申立人は、C社は、昭和58年ごろには既に事業を停止していると供述しており、申立人の夫は同社以外の事業所への厚生年金保険の加入記録が認められ、申立人は、61年4月から申立人の夫の被扶養者として国民年金第3号被保険者となっていることが確認できる。

加えて、申立人及びC社は、人事記録その他の資料を保管していない ことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認する ことはできない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により 給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、D社は、商業登記簿謄本から申立人が取締役、 申立人の夫が代表取締役として登記されていることが確認できる。

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成8年4月25日となっているが、申立人の夫の資格喪失日が同年5月31日となっていることから、申立人自身の資格喪失日は申立人の夫と同日であると主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、申立期間④について、 国民年金第3号被保険者と記録されており、申立人の夫が加入する政府 管掌健康保険の被扶養者となった旨の届出を平成8年4月26日に行っ ていることが確認できることから、申立期間については厚生年金保険に 加入していたとは考えにくい。

また、申立人及びD社は、いずれも当時の賃金台帳、人事記録等を保管していない。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料が事業主により 給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 50 年 7 月 7 日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会した ところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、自分が記憶し ていた給与総支給額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているこ とが判明した。給与明細書は保有していないが、会社が改ざんして報酬 月額を低く届け出ていると思われるので、正しい標準報酬月額に訂正し てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が自分の記憶していた給与総支給額 に見合う標準報酬月額より低くなっていると申し立てている。

しかし、A社は、申立人の申立期間当時の給与明細書を保管しておらず、申立人も申立期間当時の給与明細書を保有していないが、同社の元同僚の申立期間の一部の期間に係る給与明細書によれば、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。このことから、申立人に係る保険料についても、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額の控除がされているものと推認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合における標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額となっていることが確認できる。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届における申立人の資格取得時の標準報酬月額は6万円であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届における申立人

の昭和 49 年 7 月の標準報酬月額は 8 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致しており、社会保険事務所において不適正な処理が行われた可能性はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から同年4月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、 A社B事業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回 答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社B事業所によるC公共職業安定所あての雇用保険の被保険者証明書から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保有している厚生年金資格取得・喪失記録簿において、 厚生年金保険の資格取得日は昭和29年4月1日となっており、オンライン記録と一致している。

また、A社は、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年3月1日より前に同社本社において厚生年金保険に加入していた役員及び従業員については、同日に厚生年金保険に加入させていたが、その他の従業員については、制作を開始した同年4月1日に加入させたとしている。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 二人の雇用保険被保険者の資格取得日は、申立人と同様に昭和 29 年 3 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年2月まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月 6 日から同年 10 月 5 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「同社に現存しているA社に関する資料の中に、申立人に関するものは無い。」と回答しており、上記期間を除く申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人は同僚や上司の氏名を記憶していないことから、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認するための手掛かりとなる供述は無かった。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金は、「申立期間当時におけるA社の厚生年金基金加入者全員の記録を有しているが、同記録に申立人に係るものは無い。」と回答しており、同回答結果からも申立人の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがうことはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月 28 日から同年 9 月 1 日まで厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。昭和 48 年に再発行された厚生年金保険被保険者証の資格取得日が 25 年 8 月 28 日となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した人事記録から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、申立期間当時、厚生年金保険料を控除したことが確認できる資料が無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、上記の人事記録から、申立人は、昭和25年8月28日から「見習採用」となっており、同年9月1日から「本採用」となっていることが確認できる上、B社は、申立人が一緒に入社したとする同僚3人のうち、同社において氏名を確認できる一人についても、申立人と同様の記録になっているとしている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の同期入社の3人も、申立人と同様に昭和25年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、本採用とした時点から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことが考えられる。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月

日」が、「昭和 25 年 8 月 28 日」となっていることについて、社会保険事務所は当時の取扱いについて不明と回答しており、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、資格取得年月日が同年 9 月 1 日と記載されていること及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日が同一であることから、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年 9 月 1 日と考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月5日から同年5月16日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、 A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平 成2年4月5日に同僚22人と一緒に入社したので、入社した日を資格取 得日とし、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書から、申立人は、平成2年4月5日に入社し、3年3月10日に退職していることが確認でき、また、雇用保険の加入記録から、申立人は、2年4月4日から3年3月10日まで被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料が無いことから、同社における申立人及び申立人と同時期に採用された従業員の厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立期間当時のA社の同僚に照会したが、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除について確認できる供述は得られなかった。

さらに、A社は、申立期間当時、毎年4月に従業員を定期採用していたと供述しているところ、オンライン記録では、平成2年4月に定期採用されたとみられる19人は、申立人と同様に同年5月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、4月に定期採用した従業員について、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 9 月ごろまで 中学卒業後、同級生と一緒にA社に入社したが、同社における厚生年 金保険の加入記録が無い。同社に在籍していたことは確かなので、申立 期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、当時の従業員のうち住所が判明した 21 人に照会したところ、15 人から回答があり、そのうち 10 人が、申立人は同社に在籍していたと供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の状況について、確認できる関連資料や供述を得ることはできず、申立人自身も、保険料控除については記憶が無いと供述している。

また、上記の15人のうち13人が、オンライン記録で確認できる厚生年金保険の加入日より前に入社したと供述しており、そのうち6人が、「厚生年金保険の未加入期間においては保険料の控除はなかった。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、また、健康保険の番号に欠番も無く、同名簿の記載内容に不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年6月1日から同年12月31日まで厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、平成4年6月1日から同年12月31日までの期間に係る標準報酬月額が実際に支給された報酬よりも大幅に低いので、申立期間における標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年12月31日より後の6年7月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53万円から8万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の当時の取締役は、「申立期間当時、同社は社会保険料の支払が遅れて、しょっちゅう督促を受けていた。」と供述している。

さらに、申立人の妻及び複数の従業員は、「申立人は税理士であり、経 理事務及び社会保険関係事務は、社会保険事務所(当時)との交渉も含め て、すべて申立人が一人で行った。」と供述していることから、申立人は、 上記減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効

なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、同社には平成14年8月31日まで勤務し、このことは雇用保険被保険者離職票の離職年月日が同日になっていることからも確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成14年8月31日まで勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「退職日については人事記録が無いため確認できないが、申立期間当時の同社の会計帳簿を調べた結果、申立人の給与から退職月に係る厚生年金保険料を控除していない。」としているところ、同社の総勘定元帳の預り金勘定では、平成14年8月の総勘定元帳に記載されている同年7月の厚生年金保険料の金額と、同年9月の総勘定元帳に記載されている同年8月の厚生年金保険料の金額とを比較すると、同年9月記載の金額は、申立人の厚生年金保険料月額相当額分だけ少なくなっていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた従業員は、「退職月の厚生年金保険料を控除していないと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。しかし、同社には、平成9年9月1日から代表取締役として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本及び同社の従業員の供述から、申立人が申立期間 に取締役として同社に勤務していたことは認められる。

しかし、適用事業所名簿では、A社は、平成9年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたとして出納帳及び預かり金明細書を提出しているところ、その出納帳及び預かり金明細書における、平成9年9月25日及び同年10月25日の記録では所得税のみ控除されており、同年11月25日の記録で厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、B健康保険組合は、「申立人は、申立期間において当組合の任意継続被保険者であり、勤務先として申し立てられているA社は当組合に加入する事業所ではない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年2月28日まで

社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年1月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月28日以降の同年3月23日に、6年8月から7年1月までの期間について9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「平成7年2月ごろ、社会保険事務所(当時)に滞納保険料の処理について相談した際、同事務所の担当職員から事業所の厚生年金保険からの脱退について説明があり、当該説明を受け入れて当該脱退に係る手続を行った。」旨供述している。

加えて、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当

しなくなった平成7年2月28日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年3月23日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた日と一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無く、社会保険事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和23年10月20日から同年11月1日まで厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和23年10月20日に同社B工場が無くなり、同社C工場に移ったが、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は申立期間当時、A社にベークライト工として勤務していた。」旨申し立てている。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社同工場は、昭和23年10月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、これは、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)上の、申立人の同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

なお、上記台帳では、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険 者の資格喪失原因が「解雇」となっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から昭和 23 年 10 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の従業員について、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、いずれも同年 11 月 1 日となっていることが確認でき、また、申立期間において同社B工場における被保険者記録と同社C工場における被保険者記録が継続している従業員は確認できない。

さらに、A社C工場では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしながらも、「昭和23年10月*日にA社B工場が閉鎖されているため、当時、同社同工場から異動した従業員については、いったん退職扱いとした上で、異動先において再雇用扱いとした可能性もあると思う。」旨回答している。

加えて、オンライン記録並びにA社B工場及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人と同様に、昭和23年10月20日に同社B工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社C工場において同資格を取得していることが確認できる従業員は、「A社B工場が閉鎖された時期に係る昭和23年10月の厚生年金保険料については、給与からの控除は無かったと記憶している。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から12年6月1日まで 社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年9月から12年5月までの期間は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年6月1日以降の同年6月12日に、当該期間について11万8,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所(当時)に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成11年9月1日から12年6月1日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが認められる。

また、上記証明書により取締役であったことが確認できる申立人の妻は、「当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があったかもしれない。」旨供述している。

さらに、上記申立人の妻は、「平成12年6月ごろ、事業所の厚生年金保 険からの脱退について社会保険事務所に相談し、当該脱退の手続を行った 際、同事務所の担当職員の説明を受け入れて関係書類の該当欄に代表者印を押印した。」旨供述しているところ、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年6月1日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年6月12日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた日と一致している。

加えて、金融機関から提出のあったA社の口座振替の記録によれば、平成11年11月、同年12月、12年1月、同年3月及び同年5月の5か月分の社会保険料について振替が確認できず、当該振替不能金額の合計額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を基に算定した、申立人の厚生年金保険料減額分の合計額とほぼ一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険関係の事務手続については妻が行っていたが、事業所の厚生年金保険からの脱退に係る手続は行ったものの、標準報酬月額の減額処理に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が一切関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月ごろから34年5月1日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、 A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間も確かに同社に勤務しており、加入記録が無いのは社会 保険事務所の処理誤りによるものと思われるので、調査の上、厚生年金 保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立 期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、A社の当時の経理担当者は、「当時、A社は経営状況が悪化しており、従業員は入社してもすぐには社会保険に加入させてもらえなかった。」旨供述している。

さらに、上記同僚及び上記被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、連絡の取れた複数の従業員はいずれも、「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に同社に入社している。」旨供述している。また、これらの同僚及び従業員が入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも3か月ないし25か月となっていることが確認できる。さらに、これらの同

僚及び従業員のうちの複数の者並びに上記経理担当者は、いずれも、同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記同僚及び従業員のうち、申立人と同時期の昭和 33 年 3 月 ごろにA社に入社したと供述している 5 人は、いずれも、上記被保険者名 簿では、申立人と同日の 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を 取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格 取得日と上記被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日は一致 しており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 11 日から 50 年 7 月 14 日まで厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は3万円ないし7万6,000円と記録されているところ、申立人は、「申立期間当時、自分はA社に在籍しており、他社において設計製図の請負業務に従事していた。また、当時の給与は出来高払いの請負給で、その月額は15万円ないし20万円だったと記憶している。」旨申し立てている。

しかし、A社では、申立期間に係る給与所得額や厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないと回答している。また、同社では、その保管する従業員等に係る資料に基づき、「申立期間当時、申立人は当社において正社員として雇用されていた。したがって、申立人の給与は出来高払いの請負給ではなく、当社の正社員に適用されるべき月給制(年齢や勤続年数等を勘案した本給、諸手当及び賞与からなる。)であった。」旨回答しており、同社に係る厚生年金保険被保険者原票から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員も同様の供述を行っている。

また、A社における申立人に係る申立期間の厚生年金保険被保険者原票

を確認したところ、被保険者資格取得届に基づく昭和 46 年1月の標準報酬月額の資格取得時決定(1回)処理、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく標準報酬月額の定時決定(3回)処理及び被保険者報酬月額変更届に基づく標準報酬月額の随時改定(1回)処理については、いずれも標準報酬月額の記録に訂正等は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から34年3月1日まで

② 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

両社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述により、申立人が勤務した期間は特定できないが、申立期間ごろにA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無く、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社の当時の従業員の中には、自身が記憶している入社日から4年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる者もいることから、当時、同社においては入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人は、A社において厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。申立期間②について、同僚の供述により、申立人が勤務した期間は特定できないが、申立期間ごろにB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所では無く、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、B社でタイピストとして勤務していたと主張しているものの、同社の当時の社会保険事務担当者であった事業主の妻は、申立人はタイピストとしてではなく、家事手伝いとして雇用した記憶があるとの供述をしている。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人は、B社において厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から46年1月20日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、 A社の加入記録が無いとの回答があったが、当時の給与明細及び日記を 提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張しているところ、申立 人から提出された日記、同僚及び従業員の供述により、申立期間に勤務し ていたことが認められる。

しかし、申立人が一緒に勤務したと記憶している同僚2名については、 A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても被保険者記録 が確認できない。

また、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているものの、申立人が提出した給与明細には事業所名、支給年が記載されておらず、A社が作成したものと特定することができない上、給与明細の厚生年金保険料額は、申立人が当該事業所を退職後に勤務したB社における標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、A社は昭和43年1月1日に厚生年金基金に加入しているが、申立人の同基金における加入員記録は確認できない。また、申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月24日から11年12月27日まで

② 平成12年3月10日から13年3月17日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が誤っていることが判明した。当時の給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人から提出されたA社の給与明細書(33か月分)により、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与を得ていたことが確認できる。しかし、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

また、A社の当時の代表者は、申立人の標準報酬月額の届出書の控えは 無い旨を供述しており、当時の届出状況について確認することはできない。

次に、申立期間②については、申立人から提出されたB社の給与明細書(9か月分)により、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与を得ていたことが確認できる。しかし、当該給与明細書における厚生年金保険料

控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

また、B社の当時の代表者とは連絡が取れず、標準報酬月額の届出状況 について確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月14日から30年4月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会した ところ、A社(後に、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の 加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたこ とは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年6月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、平成元年 12 月*日に解散しており、申立期間当時の従業員に関する資料は入手できない上、当時の事業主の所在が判明せず、申立人が名字のみ記憶している同僚一人は特定できないため連絡が取れず、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和37年6月1日)に被保険者資格を取得した従業員のうち、所在が判明した複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「厚生年金保険に加入し、保険料を控除されたのは、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和37年6月1日からであり、それ以前に保険料を控除されたことはなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月から33年7月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった旨の回答をもらった。申立期間についてはA社の下請けであるB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、A社の下請会社であるB社に勤務していた と申し立てている。

しかし、オンライン記録では、B社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が記憶している同僚の名も姓のみであるため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は申立てに係る作業場で働いていた次兄(故人)に誘われて働いたと供述しているが、次兄の厚生年金保険の加入記録は、C県にある他の事業所での加入記録はあるが、申立て事業所における記録は確認できない。

さらに、申立人は、作業場において採用され勤務していたと供述しているところ、A社では、「仮に申立人を同社において採用していた場合でも、申立人は同社の社員名簿に氏名は無いので現地採用の傭人、雇員であったと考えられる。これら雇員等は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。そして、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間当時に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

東京厚生年金 事案7114 (事案735の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月ごろから28年5月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間にはA社に勤務していたとして、年金記録確認第三者委員会に対して申し立てたが認められなかった。そこで申立期間当時、同社からB社が分離していることから、社会保険事務所にB社における加入状況について照会したが、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当時、同社で勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は当時の上司、同僚等を記憶しておらず、申立人がA社に勤務していたことを確認することができないこと、ii)同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の従業員は、申立人を記憶しておらず、申立人が所持している同僚の写真についても記憶していないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間当時A社からB社が分離されたため、新たに申立期間にB社に勤務していたと申し立てているが、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時のB社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除につい

て確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、B社の近くで同僚と撮影したという写真を所持していたことから、再度その写真に撮影されているものについて、上記の従業員に見覚えがないかを照会したが、上記と同じように記憶に無いとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月31日から24年1月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に営業所間の異動はあったが、継続して勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B営業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は昭和28年11月10日に全喪しており、事業主と連絡が取れないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険への加入状況等を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の上司、同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員に申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険への加入状況等について照会したが、これらを確認できる回答は得られなかった。

一方、A社に係る上記被保険者名簿から、申立人は昭和23年5月31日に被保険者資格を喪失し、その後、24年1月31日に資格を再取得しているところ、当初の被保険者期間と再取得後の被保険者期間の申立人の被保険者番号が別番号となっており、再取得時に新たに被保険者番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人の厚生年金

保険資格喪失日として昭和23年5月31日、喪失原因として解雇と記録されており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月15日から53年11月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額に比べ著しく低額であることが分かった。給与の支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の支給総額に相当する標準報酬月額と異なり、著しく低額であると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間の保険料控除を確認できる資料を保有していないため、申立期間当時の従業員に保険料控除を確認できる資料の提供を求めたところ、1名の従業員から申立期間のうち、昭和53年3月から同年9月までの給与明細書が提出され、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料及び給与支給額は、いずれも当該従業員の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額に見合った額であることが判明した。

また、A社は、昭和53年11月15日に全喪しており、申立期間当時の代表者は、「申立期間当時の資料を保存しておらず確認はできないが、社員の給与は固定給及び歩合給であることから、届け出た標準報酬月額よりも高額の給与が支給されることはあり得るが、厚生年金保険料は標準報酬月額に相当する額を控除していた。」旨供述している。

さらに、オンライン記録から申立期間当時にA社に被保険者記録がある

従業員に対し、当時の標準報酬月額の妥当性について照会したが、標準報酬月額が実際の給与総額と異なっていたとの回答は得られなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から46年5月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人がA 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が営む飲食業は、申立期間当時、厚生年金保険法における 強制適用事業所の業種ではなく、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険 者名簿から、同社が任意包括適用事業所となったのは、昭和59年6月2日 であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていないことが確認 できる。

また、A社は、既に全喪しており、申立人に係る人事記録等を保有していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除については確認できない上、同社の申立期間当時の総務部長は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年6月2日以前については、厚生年金保険料を控除したことはない旨供述している

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から8年4月30日まで

社会保険事務所(当時)の職員の訪問により、A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社における申立人の標準報酬月額は、平成6年12月7日に、同年6月から同年11月までが53万円から9万2,000円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(8年4月30日)の後の同年5月8日に、5年2月から6年5月までの53万円及び同年6月から同年9月までの9万2,000円がそれぞれ8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額の引き下げが行われた当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成6年ごろから、社会保険料の支払が負担となっていた。このため、同年12月ごろに従業員1名の資格を喪失(喪失日同年9月30日)させるとともに、自身の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正し、保険料支払の負担軽減を行った。その後も仕事はできなかったので、保険料支払はしていなかったと思う。」と供述し、申立期間当時に保険料の滞納があったことを認めている。

さらに、申立人は、A社に係る全喪の手続を行った記憶は無いとしてい

るが、「会社の代表者印の管理および社会保険に関する手続は、自分で行っていた。」と供述していることから、平成8年5月8日に行った減額訂正処理に関しても、社会保険事務所が申立人の一切の関与も無く、無断で処理を行ったとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から31年3月30日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、 A事業所(又はB事業所)に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨 の回答をもらった。同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期 間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所(又はB事業所)で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録では、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA事業所(又はB事業所)は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A事業所(又はB事業所)には、同所の事業主及びその妻と息子の3名並びに同僚1名の計4名が勤務していたと供述しているが、いずれも姓のみの記憶しか無いため、これらの者の連絡先が分からず、同事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、これらの者の厚生年金保険の加入状況も不明である。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年1月2日まで

A社に勤務していた申立期間について、このうちの1年間については、 親の扶養から外れて厚生年金保険に加入していたはずだが、同期間の厚 生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主(申立人の実兄)の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社には、申立期間当時の資料が保存されていないことから、申立人の同社における勤務期間及び保険料控除について確認できない。

また、A社における申立人の父親(当時の事業主)の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間において申立人の父親の被扶養者とされていることが記載されており、申立人の父親が昭和 42 年1月2日に被保険者資格を喪失するまでの間に扶養が終了したことを示す記載は無い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には健康保険被保険 者整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、A社は昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月1日から同年5月31日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 明治 43 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から45年4月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社において役員を退任した後、申立期間には同社の寮の管理人として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた従業員及び労務担当者の供述から、 申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の前後にA社に勤務していた期間には、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を有しているが、申立期間には雇用保険の記録も無く、このことに関連して同社の総務部長は、「同社では、社員であれば雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格を併せて取得させている。申立人が申立期間に同社の寮の管理人として勤務していたとしても、雇用保険の被保険者となっていない者を厚生年金保険だけ加入させることは考えられず、厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と供述している。

また、申立期間当時のA社の労務担当者は、「申立人は役員退任後に、嘱託として朝晩の送迎バスの運転が主たる業務である寮の管理人として勤務したものであるが、当時、退任役員を寮の管理人として雇用することは初めてだったことから、雇用してしばらくの間は、謝礼として報酬を支払っており、その間は雇用保険も厚生年金保険も加入させなかったと思う。

その後、申立人の業務を拡充したことにともなって、申立人を正規社員扱いとして、雇用保険と厚生年金保険に加入させたのではないかと思う。」と供述しており、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことがうかがわれる事情は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から41年10月30日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿には、A社が適用事業所となった記録が無い上、オンライン記録により、法人を含む類似名称で事業所名検索を行ったが、該当する適用事業所は無かった。

また、申立人が記憶している夫婦で勤務していた同僚は、「A社は従業員が3人程度の個人商店であり、同店は厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除も無かった。そのため、申立期間当時は夫婦で国民年金に加入していた。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、同社における厚生年金保険 の取扱い等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月26日から47年10月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社の関連事業所であるB事業所に勤務していた期間のうち、申立期間 について加入記録が無い旨の回答をもらった。B事業所がC社に買収さ れたころまでは、当該事業所に勤務していたはずなので、申立期間につ いて厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社の関連事業所に勤務していたと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、「申立人の退職した時期は分からないが、申立人が申立期間についても同社B事業所に継続して勤務していた。」旨供述している。

しかし、上述の同僚からは申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除がうかがえる旨の供述を得ることはできなかったほか、A社は既に廃業しており、申立期間当時の同社の代表者も既に亡くなっている上、申立人が、勤めていた事業所を買収したと主張するC社の代表者や担当者とも連絡を取ることができないので、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除や申立人が主張する勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録から、A社では、上述の同僚を含むほとんどの従業員が、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と前後して被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該被保険者資格を喪失している者

の一人は、被保険者資格喪失後に、自身で国民年金の加入手続を行った旨 供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の 厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和46年11月4日に健康保険被保険 者証を返納した旨の記載が確認できるほか、当該名簿の整理番号等に欠番 等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない 上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月1日から45年10月30日まで

② 昭和45年11月1日から48年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの入退社の時期についてはあまり良く覚えていないが、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、 それぞれの会社において板金業務に従事していたと申し立てているとこ ろ、両社における申立期間当時の上司及び複数の同僚は、「申立人の入退 社の時期については分からないが、申立人が両社内で働いていたことに間 違いはなく、職種は板金業務だったと思う。」旨供述している。

しかしながら、A社及びB社の業務をそれぞれ引き継いだC社及びD社では、「当時の人事記録や賃金台帳等を両社から引き継いでいないので、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除等については確認できない。」と回答しており、申立期間当時の両社の代表者に確認しても、「申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等については分からない。」と供述している。

また、上述の両社の上司及び複数の同僚は、「申立期間当時、両社において板金・塗装の職種に従事していた者については、厚生年金保険には加入させないとする取扱いが一般的であった様に思う。」と供述しており、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人及び同僚の

供述から両社において板金・塗装の業務に従事していたとする者の氏名を 確認することはできなかった。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月15日から22年1月6日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間につい てはA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社から提出された在籍証明書、事業主及び申立人と同時期に入社したとする複数の同僚の供述から、申立人が申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社では、当時の賃金台帳等が残っていないので、申立 人の申立期間に係る保険料控除等については不明と回答しているほか、上 述の同僚は、「申立人と同様、申立期間について厚生年金保険の加入記録は 無いが、自分や同僚について、当該期間に係る保険料の控除があったかど うかは分からない。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる社員に照会したところ、申立人が同社に入社した年の翌年に入社したとする複数の社員は、「当時、入社後一定期間は見習社員の期間(試用期間)であり、入社した当初は保険料を控除されていなかった。」旨供述している。このことは、オンライン記録から、当該社員の一人が、入社したとする月から起算して4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからもうかがうことができる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号等に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年1月4日から同年11月20日まで

② 昭和34年3月29日から同年4月4日まで

③ 昭和34年12月1日から35年4月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務した期間の一部について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間①及び②についてはA社B事業所に、申立期間③についてはA社C事務所に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②についてはA社B事業所に、申立期間③についてはA社C事務所に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録から、申立てに係る事業所が、それぞれの期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立てに係る事業所を所管しているD社では、「常用作業員等、雇用が継続された者は、人事記録が保存されているが、申立人の場合、人事記録が確認できないこと及び期間が短いことから、日雇い作業員であったと思われる。当時は、事業の実施に伴い、作業員を確保し、工事の進ちょく状況等に合わせて厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続を行っていたと思われる。」旨供述しており、申立期間①、②及び③のそれぞれの前後の期間に申立てに係る事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる従業員全員が、当該期間については厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③当時、申立てに係る事業所において厚生

年金保険の被保険者となっていることが確認できた同僚は、「申立人のことを覚えているものの、申立期間についても勤務していたかは分からない。」 旨供述している。

加えて、申立てに係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後の期間における整理番号に欠番等は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金(労働者年金)保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月15日から20年12月31日まで

② 昭和21年3月15日から22年3月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、A省(当時)が作成した履歴書から、申立期間①については、現在のB市内にあったC社D支社に、申立期間②については、E県内にあったF事業所に勤務していたことが証明できるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社D支社に勤務し、経理業務を担当していたと申し立てているところ、申立人から提出のあった履歴書から、申立人が、申立期間のうちの大部分の期間について当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、旧厚生年金(労働者年金)保険法の適用範囲は、「内地」に限定されており、「外地」に所在する事業所が同法の適用事業所となることはできないとされているところ、申立人は、C社の事業所のうち、現在のB市内にあった事業所にのみ勤務していた旨供述しており、上述の履歴書からも申立人の供述どおりの事業所に勤務していたことが確認でき

ることから、申立人は、申立期間①について厚生年金(労働者年金)保険 の被保険者ではなかったものと判断される。

なお、事業所記号順索引簿の記録から、C社が「内地」に設置していたとする事業所が、厚生年金(労働者年金)保険の適用事業所であったことは確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間①において厚生年金(労働者年金)保険の被保険者であったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、上述の履歴書に記載されているF事業 所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、G事業所及びH事業所では、申立てに係る事業所に関する資料は見当たらず、それぞれが保有しているF事業所の職員名簿に申立人の名前は確認できないので、申立人の勤務実態や申立期間②に係る保険料控除については不明と回答している。

また、事業所記号順索引簿の記録から、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、申立期間②当時、E県内にあったF事業所にかかわる事業所のうち、唯一厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるF事業所I支部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿にも、申立人に係る記録は確認できなかった。

さらに、申立人からは同僚等に関する情報を得ることができず、上述の 被保険者名簿に記載された事業主及び被保険者とも連絡を取ることがで きなかった。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主に よる給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年8月1日まで

② 昭和32年9月21日から37年4月1日まで

③ 昭和37年4月1日から40年1月26日まで

平成14年4月ごろ、社会保険事務所(当時)に自分の年金記録を確認 したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人とその前後の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月26日の前後2年以内に資格喪失した者15名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いもの考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年4月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、同年3月12日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月12日から35年9月1日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の被保険者になっていないことが分かったので、社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、当該期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金を請求してもいないし、受け取ってもいない ので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその後10ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年9月1日の前後2年以内に資格喪失した者14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日のおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の者が、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いもの考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年11月10日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、同年10月3日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ

回答したことが記録されているなど、これらの事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から37年7月23日まで

50代後半ごろ、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金の受給記録があることを初めて知った。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、申請した記憶も 無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後7ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年7月23日の前後1年以内に資格喪失した38名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、35名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち32名は厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年9月28日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号:

生年月日:明治44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 11 日から 23 年 7 月 1 日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、 A研究所(現在は、B研究所)に勤務していた申立期間の記録が無いと の回答をもらった。

A研究所は昭和23年3月にC研究所に組織の変更はあったが、申立期間は間違いなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B研究所から提出された履歴書・労働者名簿により、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、A研究所及びC研究所に継続して勤務していたことを推認することができる。

しかし、B研究所からの回答では、「申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入状況等に関する資料を保管していないことから、申立人の申立期間当時における雇用形態や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。」としている。

また、社会保険事務所の記録によると、A研究所は、昭和 20 年 9 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、C研究所は、23 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間においては、いずれの事業所も適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人はA研究所において一緒に勤務していた同僚等を記憶し

ていないことから供述が得られず、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚 生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、A研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた10名のうち5名はいずれも申立人のことは記憶にあるものの、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等については分からない旨供述している。このうち1名は、「自分は昭和22年10月1日に同研究所に入所したが、厚生年金保険の加入は23年7月1日である。」と供述しているところ、上記被保険者名簿の記録から、当該従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、供述のとおり23年7月1日であることが確認できる。また、他の5名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月ごろから40年4月ごろまで

② 昭和40年5月ごろから同年9月13日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の記録が無いとの回答をもらった。

両社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間 であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録から、同社は、昭和45年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者等の連絡先は不明であること等から供述が得られず、同社及び代表者等から申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶していた同僚3名のうち、連絡の取れた1名は、「A社に在籍しながら、親会社であるC社の楽器の運搬等で半年くらい勤務した時に、申立人と2か月から3か月一緒に勤務したことを記憶しているが、申立人の入退社の時期や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。また、他の2名は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載が無いことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立 期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の うち、連絡の取れた1名は、「申立人がA社に勤務していたことは記憶にあるが、仕事の部署が異なっていたので、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については覚えていない。」と供述し、他の2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間はB社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録から、同社は、昭和57年8月24日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、代表者は死亡していること、及び役員等の連絡先は不明であること等から供述が得られず、同社及び代表者等から申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がB社において一緒に勤務していたと記憶している上司は死亡していることから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた4名のうち1名は、「申立人が同社に在籍していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述し、他の3名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における加入記録は無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除 について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月10日から3年8月31日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、 A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給 与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていた。

当時の給与には当直代が含まれていなかったので、給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A病院に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比較して少ないとして申し立てているが、同病院の回答では、「保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書控では、申立人の標準報酬月額は11万円と記載されていることが確認できる。また、申立期間当時の賃金台帳(源泉徴収簿)には宿日直代金は、すべて反映しているはずだ。」としている。

また、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額の記録と、オンライン記録上の標準報酬月額の記録とは一致していることが確認できることから、事業主は、申立期間の申立人の給与において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月1日から同年8月1日まで

② 平成4年9月1日から5年1月8日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について確認した ところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期 間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異 なっているので、当該期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に勤務していた平成2年2月1日から4年7月14日までの期間のうち申立期間①の標準報酬月額が実際の給与と比較して少ないとして申し立てているが、同社は、「申立期間当時の給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額等について確認することができない。」と回答している。

また、A社における給与事務及び社会保険事務の担当会社であるC社の担当者は、「申立人の給与については、入社当初は試用期間のため 15万円とし、3か月後の5月に20万円に昇給をさせ、8月に月額変更の届出をしたと思う。」と供述している。

さらに、オンラインの記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、同時期に勤務していた同僚3名とほぼ同額であることが確認できる上、同僚が所持している給与明細書により、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬 月額の記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正 が行われた形跡もない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が実際の給与と比較して少ないとして申し立てているが、同社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間②の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答している。

また、オンラインの記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、同時期においてB社に勤務していた同僚3名とほぼ同額であることが確認できる上、同僚からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

さらに、B社に係るオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬 月額の記載内容に不備は無く、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正 が行われた形跡もない。

3 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の 控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月ごろから25年4月ごろまで

② 昭和 25年5月ごろから26年2月1日まで

③ 昭和26年9月15日から28年6月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC組合に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。

それぞれの期間に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年 金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているが、同社の代表者は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、同期間の申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入 状況等について確認することができない。」と回答している。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名のうち1名は、「申立人が同社に在籍していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述し、他の2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立ててい

るが、オンライン記録から、申立期間②のうち昭和25年8月21日から同年11月15日までの期間については、他の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時のB社の代表者は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入 状況等について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人がB社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名のうち1名は、「申立人が在籍していたことは記憶にあるものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述し、他の2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

3 申立期間③については、C組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿から申立期間当時に同組合で勤務したことが確認できる従業員の 証言から、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことを推認するこ とができる。

しかし、オンライン記録では、C組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和28年6月6日であることが確認できる。

また、C組合は昭和58年1月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は死亡していることから供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた1名は、「同社は昭和27年7月ごろに社長と自分の二人で始めた会社で、申立人はその後しばらくしてから入社した。また、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間における厚生年金保険料の控除については記憶に無い。」と供述している。そして、申立人及び当該従業員は、申立期間当時の社員数について、3名であったと供述しているところ、厚生年金保険法では厚生年金保険における適用事業所については、5人未満の法人事業所が強制的に適用事業所とされたのは昭和61年4月以降である。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の 控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めること はできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、 A研究所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A研究所には、日によって勤務時間は異なるものの、午後5時ごろから午後7時又は9時ごろまで、学生アルバイトとして、卒業する昭和44年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A研究所に申立期間に勤務していたと申し立てているが、同研究所は、オンライン記録によると、昭和46年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同研究所の代表者等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人はA研究所において一緒に勤務していた7名の同僚等を記憶しているところ、連絡の取れた2名は申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職日や厚生年金保険の加入状況等については分からないと供述している。

さらに、A研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名はいずれも申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については記憶に無いと供述している。このうち申立人と同日に資格を喪失している1名は、「資格を喪失した日の少し前から、

各省庁及び市町村からの研究費が出なくなり、研究の継続が厳しくなっていた。」と供述している。

加えて、雇用保険の加入記録においては、A研究所は、雇用保険の適用 事業所としての設置届が提出されていないことから、申立人の在籍期間を 確認することができない。

また、申立人は1日の勤務時間を2時間から4時間と供述しているところ、短時間労働者等が厚生年金保険の被保険者として加入できるのは、所定労働時間が通常の就労者のおおむね4分の3以上の場合である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年4月29日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会した ところ、A社B工場(現在は、C社B製造所)に勤務していた申立期間 の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る退職届から、申立人は昭和 39 年4月 28 日付けで退職しており、申立期間にA社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B工場の申立期間当時の総務担当者は、「当時は、4月1日付けの入社が60人程の大人数のため、厚生年金保険の被保険者資格取得日は4月1日としているものの、実際の加入手続を社会保険事務所に提出したのは、5月中旬から6月に入ってからとなっていたため、4月中に退職された(取得手続前)場合は、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を給与から控除することはない。」と供述している。

また、C社B製造所の現在の労務管理担当者は、「厚生年金保険の被保険者の管理は、保管している厚生年金保険被保険者名簿で行っており、申立人の氏名が同名簿に記載されていないことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったはずである。」と供述している。

さらに、C社が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び上記退職届以外の申立期間当時の資料は保存しておらず、また、当時の状況を知る者もいないことから、申立人の申立期間当時の保険料控除額等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から63年3月31日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、 A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い ことが判明した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて ほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A 社は昭和58年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、 申立期間は適用事業所となっていない。

また、複数の同僚は、事業主からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなるという説明があった旨を供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間も継続して勤務していた従業員19名中、申立人を除く18名については資格喪失日が同社が適用事業所でなくなる前の昭和57年12月31日、資格取得日が再び適用事業所となった63年4月1日となっている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、 申立人には具体的な記憶が無く、このほか、申立人の申立期間における厚 生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月から20年10月30日まで 厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、 A病院に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。 戦時救護看護婦として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社から提出された申立人に係る「救護員戦時名簿」によると、申立人は、昭和19年3月25日に同社C支部に召集され、同年同月27日にD病院に着任し、同年同月31日にA病院勤務を命ぜられ同日着任し、20年10月5日に召集解除とされており、申立人も上記「救護員戦時名簿」の記載内容と一致する供述をしている。

しかし、B社本社は、戦時救護員の給与は陸海軍が支給していた可能性が高いと回答している上、社会保険業務センター(当時)の事務連絡では、戦時中の救護員は厚生年金保険の加入者ではなかったとされている。

また、申立人は、「申立期間の給与については、支給されたことはなかった。」と供述しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

さらに、A病院は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないほか、B社E病院及び同社C支部は、そのいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の申立期間に係る記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から31年9月まで

② 昭和32年5月23日から33年3月31日まで

③ 昭和42年2月25日から同年11月30日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①、C社D学校校舎建設現場に勤務した申立期間②及び同社E社本社屋建設現場に勤務した申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社で当時同僚であって現在B社の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

一方、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、同社は適用事業所となっていない。同社の当時の事業主及び同僚は、32年12月1日前の同社での厚生年金保険の加入記録は無く、同日に資格取得していることが確認できる。

また、申立人は、当時事業主の家に家族と寝泊まりしており、叔母である事業主の妻から給与を現金で手渡しされていたが給与明細書を受け取った記憶は無く、保険料控除についても不明であると供述している。

さらに、B社の事業主も給与は小遣い程度であり給与明細書等は無く、 当時は社会保険には未加入であったと記憶していると供述している。

2 申立期間②及び③について、C社の建設現場の上司及び同僚は、申立

期間の申立人の同社の建設現場における勤務実態は認めているが、申立 人は現場で直接雇用された一般作業員であり、同社社員ではなく同社の 厚生年金保険被保険者ではないと考えられると回答している。

また、C社本社は、「当時の社員名簿に申立人の名前は無く、申立人が当時の上司として挙げた名前も同社の正社員ではなく、現場採用の責任者として勤務していたと考えられる。さらに、明確には言えないが、現場採用社員の位置付けの責任者及び一定の技術者(同社準社員扱いとし、同社が直接給料を支払)であれば、厚生年金保険料の控除を行っていたが、申立人は、責任者及び一定の技術者に該当しないため厚生年金保険被保険者ではない可能性が高い。」と回答している。

なお、当該事業所の建設現場の責任者及び一定の技術者であったとされる3名は、社会保険事務所(当時)の記録から厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

3 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月4日から5年3月29日まで

② 平成5年7月21日から同年9月3日まで

A社B丸に乗船していた申立期間①及びC社D丸に乗船していた申立期間②について、船員保険の加入記録が無い。船員手帳に乗船記録があり乗船していたことは確かなので、同期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の船員手帳の乗船記録から、申立人が同期間にA社B丸に通信長として乗船していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成4年5月28日に年金受給のための裁定を受けた後、同年9月1日にA社E丸に乗船し船員保険に加入したことから、年金は全額支給停止されており、その後、同年12月1日にE丸を下船して資格を喪失したことによって、退職による改定届が提出され、申立期間を含む5年1月以降は継続して年金を受給していることが確認できる。

また、A社では、船員保険の事務手続を行っていた事務所は既に閉鎖されており、当時の記録は保存されていないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除などの詳細は不明であるとしているが、当時の海運部船員課の担当者は、「当時は、年金の受給資格がある船員については、本人から希望があれば、年金を受給するために船員保険の加入手続は行わずに乗船させていた。」と供述している。

さらに、B丸の船長は死亡しており、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、A社において申立期間①に

船員保険の加入記録がある者に照会し、そのうち従業員 14 人から回答を得たものの、E丸の船長以外の従業員は申立人を記憶しておらず、また、同社における船員保険の取扱いについて、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人の船員手帳の乗船記録から、申立人が同期間にC社D丸に通信長として乗船していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、上記のとおり、申立期間を含む平成5年1月以降は継続して年金を受給していることが確認できる。

また、C社は、申立人はF社からの派遣船員であり詳細は不明と回答しているため、派遣元のF社に照会したが、同社の事業主は、同社は既に解散しており当時の記録は保存していないため、申立人の保険料控除等については不明であると回答している。

さらに、C社D丸の船長は申立人の船員保険の取扱いについて記憶しておらず、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、C社、F社及び申立人が記憶する他の船会社で申立期間②に船員保険の記録がある者に照会し、そのうち従業員 15 人から回答を得たものの、D丸の船長以外の従業員は申立人を記憶しておらず、また、同社における船員保険の取扱いについて、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を 各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張 する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ れていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月15日から平成元年1月9日まで A社に勤務していた申立期間についての標準報酬月額が、実際に支給 された報酬月額に相当する標準報酬月額と異なっているので、正しい標 準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき 標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が 行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額 及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方 の額を認定することになる。

申立人が提出している昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月までの給与明細書から、申立人は同期間において、オンライン記録による申立人に係る標準報酬月額の記録を超える支給額(月収入)を得ていたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書における厚生年金保険料控除額に基づき算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。このため、A社の事業主は、申立人に係る昭和62年8月から63年1月の申立人の給与から、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和63年2月以降の期間については、オンライン記録によると、A社は平成3年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社から同期間に係る申立人の給与明細書及び賃金台帳

等の資料を入手できず、申立人も同資料を所持していないため、同期間に 係る申立人の給与について確認することができない。

さらに、申立期間当時のA社の事業主からは回答及び供述が得られない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除があったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年1月1日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録 が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成している申立人に係る在籍証明書等により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が作成している申立人に係る給与証明書の記載内容及び銀行取引口座の給与振込額により、平成9年4月1日から同年7月15日までの給与については、給与から控除されている額は源泉徴収税額に相当する額であると判断できることから、厚生年金保険料は控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の平成9年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料額は15万3,600円であるところ、これは、A社の給与支払額に基づく標準報酬月額から試算した社会保険料等の合計額と大きく異なっており、申立人が同年に納付した国民年金保険料(15万2,100円)の額に近似している。このことからも、申立期間において申立人の厚生年金保険料が控除されていたことはうかがえない。

さらに、申立人の雇用保険及び健康保険組合の記録も、平成 10 年1月 1日に資格取得されており、これは申立人のA社に係る厚生年金保険被保 険者資格の取得記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の 訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月16日から6年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では経理担当の取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在職し、厚生年金保険被保険者であったことがオンライン記録及び同社に係る商業登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月31日後の同年4月7日付けで、5年1月から同年9月までは44万円が11万円に、同年10月から6年2月までは53万円が11万円に、それぞれさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社は資金繰りが悪く社会保険料を滞納しており、社会保険事務所において代表取締役と自分が操作し資格喪失等の手続を行った。」旨供述している上、同僚の取締役は、「標準報酬月額の減額訂正処理は、申立人と代表取締役が決定しており、また、申立人は経理・総務全般を担当しており、代表取締役が事後承認し、代表者印は申立人が自由に押すことができた。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において厚生年金 保険事務に権限を有する経理担当の取締役として、自らの標準報酬月額の 減額訂正処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年8月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和57年6月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は「申立人が同社に勤務していた記憶が無い。」 旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していた ことは確認できない。

なお、雇用保険の加入記録から、申立人は、B社において、昭和 61 年 8 月 26 日に被保険者資格を取得し、平成 8 年 4 月 20 日に離職していることが確認できる。

また、A社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和60年1月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の過半は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は「A社から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月28日から25年2月1日まで 厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会した ところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回

答をもらった。同社には、昭和23年8月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社と同一敷地内にあったとするB社の元従業員の「当時、私はB社に勤務していたが、申立人は同じ敷地内の別棟にあるA社に勤務しており、顔を合わせることがあった。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者及び申立人が記憶する同僚は所在不明であり、また、当時の社会保険担当者は既に死亡している上、昭和25年4月1日にA社を吸収合併したB社の現在の代表者は「申立期間は、当社がA社を吸収合併する以前の期間であり、26年11月の社屋火災により当時の書類が消失しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨供述しており、A社における申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった 58 人のうち、申立人を除く 12 人の従業員

は、申立人と同様に、昭和24年2月28日に被保険者資格を喪失後、25年2月1日に同社において再度資格を取得していることが確認でき、同社では、多くの従業員に対して、一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成元年4月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、平成元年4月1日に被保険者資格を取得し、3年1月30日に喪失していることが確認できる上、B社の人事担当者は「当社の保管する人事資料では、申立人は3年1月30日が退職日となっており、申立期間における厚生年金保険料の控除は行っていないはずである。」旨供述している。

そして、A社において、申立人と同様に、月末日が厚生年金保険被保険 者資格の喪失日とされている元従業員から提出された給与明細書からは、 退職月の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、 同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い について確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月から 29 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A書店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同書店に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A書店の同僚の「入社時期は特定できないが、私が定時制高校に入学後すぐに同書店に入った昭和27年4月の時点で申立人が在籍しており、申立人と一緒に配達担当として勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、少なくとも同年4月には申立人が同書店に勤務していたことは推認される。

一方、A書店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人と同様に定時制高校に通学しながら勤務していた同じ職種の複数の従業員は、「当時、入社後すぐには厚生年金保険に加入しておらず、18歳到達前後までは給与からの保険料控除はなかった。」旨供述している上、当該従業員の供述及びオンライン記録から、いずれも18歳到達前後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A書店の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡しているため、同書店における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年8月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成4年4月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答書から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の当時の責任者は「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたとは考え難い。

また、申立人が加入していたとするB健康保険組合に照会したが、同組合の担当者は「申立人の加入記録はデータが無く資料の提出ができない。当組合は、個人経営の事業所のみを対象とし、厚生年金保険に加入していなくても加入することが認められている健康保険組合である。」旨供述している。

そこで、申立人が記憶するA社の元同僚に照会したが、回答が無く、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から61年5月30日まで オンラインの記録では、A社に代表取締役として就任した期間のうち、 申立期間の加入記録が無い。同社に最後まで勤務していた従業員3人の 厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同じ日に被保険者資格の喪失日を 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和61年6月30日)の後の同年7月10日受付の届出によって、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が60年4月30日にさかのぼって記録されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立期間当時及び申立人の資格喪失 日に係る届出が受け付けられた時点において、申立人は、A社の代表取締役で あったことが確認できる。

また、従業員の一人は、昭和 61 年 7 月初旬ごろ、申立人が滞納していた厚生年金保険料を現金で清算し、従業員全員の資格喪失に係る手続を行った旨供述している上、申立人自身も、社会保険事務所(当時)において A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行った旨供述していることから、申立人が、自身の資格喪失日に係る手続を行ったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、 自らの資格喪失日に係る手続に関与していながら、当該資格喪失処理が有効な ものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保 険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から11年3月30日まで 社会保険事務所(当時)の記録では、A社で代表取締役に就任してい た期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、当初50万円とされていた が、その後、さかのぼって2分の1に減額されている。申立期間の標準 報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成11年3月30日)後の同年3月31日付けで、9年11月1日にさかのぼって標準報酬月額が24万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立期間当時及び上記減額訂正 処理が行われた時点において、申立人がA社の代表取締役であったことが 確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所に出向き、滞納保険料の解消について相談したことがある旨供述している。

さらに、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正処理する手続等を行った記憶は無いと主張しているが、当該手続に必要な社印及び代表者印は申立人自身が管理していた旨供述していることから、申立人が申立期間の標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処

理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。